

平成30年五條市議会第3回9月定例会（第3号）

日 時 平成30年 9 月 1 1 日（火） 午前10時 開議

議事日程

第 1 一 般 質 問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	牧 野 雅 一	<p>1 大塔町の復興・振興について (1) 進捗について (2) 振興に向けた展望について</p> <p>2 花咲寮建設事業及び周辺整備事業の進捗について (1) 事業規模について (2) 地区との協定書に基づいた周辺整備事業について</p> <p>3 豪雨災害を鑑みた水路の整備について (1) 想定し得る最大規模の降雨量について (2) 内水に対する水路の安全性について (3) ハザードマップの見直しについて</p> <p>4 遊休資産の活用状況について (1) 進捗について</p> <p>5 新庁舎建設及び周辺道路整備事業について (1) 旧岡中線の整備について (2) 岡口3号線の進捗について (3) 建設事業について</p> <p>6 財政運営について (1) 過疎対策事業債・合併特例債の充当及び償還について (2) 各基金について (3) 減債基金の活用について (4) 実質公債費比率の推移について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	牧 野 雅 一	7 行政組織について (1) 効率的な行政運営について	市長・部長
2	藤 富 美 恵 子	1 定住人口を増やす取組について 2 認定こども園について 3 五條市の財政状況について	市長・部長 教育長・部長 市長・理事
3	大 谷 龍 雄	1 障がい者雇用水増し問題と対策について (1) 障害者雇用促進法について (2) 法律で義務付けられている雇用人 数と現在の雇用人数について (3) 厚生労働省から五條市へのガイド ラインの内容について 2 多額の税金を必要とし、遠距離にな る学校適正化及び認定こども園計画の 見直しについて (1) 子供たちの現状と教育の問題点及 び改革について (2) 遠距離通園・通学による時間的負 担と送迎体制について (3) 学校適正化及び認定こども園計画 に伴う改修及び新築費用と財源対策 について 3 耐震・利便・節約等を目指す新庁舎 建設について (1) アンケートに基づく会議室等を利用 した職員の食事室の確保について (2) 必要な施設確保を目指した設計全 体の目配りと改善について 4 災害防止対策について (1) ダムの緊急放流防止対策について (2) ダムの耐震照査について (3) 吉野川堤防工事の進捗について	市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長

- 第二 報第 十二号 専決処分の報告、承認を求めるとについて（平成三十年五條市一般会計補正予算（第二号））
- 第三 報第 十三号 専決処分の報告、承認を求めるとについて（平成三十年五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号））
- 第四 議第四十五号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
- 第五 議第四十六号 五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について
- 第六 議第四十七号 平成三十年五條市一般会計補正予算（第三号）議定について
- 第七 議第四十八号 平成三十年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第八 議第四十九号 平成三十年五條市墓地事業特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第九 議第五十号 平成三十年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第十 議第五十一号 工事請負契約の締結について。
- 第十一 認第 一号 平成二十九年五條市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認第 二号 平成二十九年五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 三号 平成二十九年五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 四号 平成二十九年五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 五号 平成二十九年五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 六号 平成二十九年五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 七号 平成二十九年五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 八号 平成二十九年五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 九号 平成二十九年五條市水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（十二名）

一番 伊 谷 賢 司
二番 養 田 全 康

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太田
副市長	内田
教育長	内田
代表監査委員	好成
理事（総務部長）	和伸
技監	吉田
政策企画監	藤原
市長公室長	細川
危機管理監	和田
すこやか市民部長	田田
あんしん福祉部長	稲次
	平田
	田次
	耕裕
	一美

三番	平岡
四番	牧野
五番	吉田
六番	窪田
七番	岩本
八番	福塚
九番	山口
十番	吉田
十一番	藤田
十二番	大谷
	龍美
	恵子
	雄子
	雅一
	清司
	佳秀
	孝正
	実孝
	司実
	範司
	子範

事務局職員出席者

午前十時零分開会

○議長（平岡清司）ただいまから十日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。
 ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
 本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。
 配布漏れはございませんか。――。

産業環境部長	井上昭
都市整備部長	石田茂
教育部長	松井和
西吉野支所長	森川義彦
大塔支所長	谷川晶
水道局長	松本武
会計管理者	松本智
秘書課長	中本賢
企画政策課長	西本久
財政課長	西本久
土地開発公社事務局長	松本成
事務局長	坂口慎一
事務局次長	井筒昭
事務局係長	車谷憲隆
事務局主任	芳田佳名
事務局係員	窪田勇
速記者	柳ヶ瀬
	五美人

これより日程に入ります。

○議長（平岡清司） 日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確をお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

○議長（平岡清司） 初めに、四番牧野雅一議員の質問を許します。四番牧野雅一議員。

〔四番 牧野雅一質問席へ〕

○四番（牧野雅一） 議長からの発言の許可をいただきましたので、四番牧野雅一の一般質問を通告に従い、始めさせていただきます。

まず最初、大塔町の復興・振興についてでございます。

（一）進捗について。最初に、大塔町の振興に向けた進捗状況についてでございます。

改めまして、平成二十三年九月の紀伊半島大水害によって、被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、尊い生命を失われた方々の御冥福と、いまだ安否確認ができていない三名の方々の日も早い発見をお祈りするものでございます。

被災から、この九月で丸七年の月日が流れ、大塔地域の将来の展望を私の各定例会一般質問でお尋ねしているところでございます。

六月定例会に「地域振興」で答弁いただいた「大塔町の復興状況」・「誘客促進の仕掛けづくり」・「老朽化施設等の整備」・「公共施設の有効活用」などについて、現在の取組、進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司） 谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀） おはようございます。

四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十三年九月に大塔町を襲った紀伊半島大水害からはや七年が経過いたしました。

現在も引き続き国土交通省・林野庁・奈良県が一丸となって復旧作業に取り組んでいただいております。復興が順次進んでいるところであります。

次に、「老朽化施設の整備」の道の駅トイレ改修につきましては、国土交通省のインバウンド向け補助制度があり、現在協議中で十一月に

着工を目指し、年度内完了を目指しております。

また、先日の台風二十号及び二十一号により、ふれあい交流館の屋根が一部被害に遭い、またロジジ星のくにやバーベキューハウスにおきましても、倒木により施設の一部が破損しました。いずれも運営には影響はありませんが、早急に修復してまいります。

次に、夏の施設利用状況であります。夢乃湯において、七月には愛犬家によります写真撮影会と題してのツアー開催や、五條バスセンターから夢乃湯までの奈良交通バス運賃無料イベントを実施しており、多くの方に温泉やレストランなどを利用していただいております。

また、十月には星のくにプラネタリウム館におきまして、市内の団体と共同でギターやウクレレのライブコンサートが開催される予定でございます。

これから秋冬に閑散期を迎えますが、インターネットを使つた情報発信を始め、施設を使つた小イベントの開催、出張物産販売と大塔町の観光PRなど、あらゆる手段を講じて誘客促進を行つてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 今ちよつと答弁にありました、ウクレレのコンサートですか、これも民間の団体が主催されるということですが、そういうことをね、やっぱり市の公共施設を活用して、まして大塔町でそういう集客に結び付くようなイベントやと思うんです。もう少し行政もタイアップしてPRしていただくとか、一人でも多くの方にその日訪れていただくかどうか、そういう工夫もまた検討していただけたらと思います。

二つ目に入ります。大塔町の今後の展望についてでございます。

先ほど答弁の中にありました紀伊半島大水害より七年を迎え復興が進んでいる中、地域の今後を見据えた振興に向けた展望についてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司） 谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

旧大塔小・中学校校舎の有効活用につきましては、事業名称を「大塔ライフハウスプロジェクト事業」と改め、地域住民から要望のあった高齢者福祉と発達障害の方を対象とした障害者福祉を実現すべく、「福祉・介護」によって雇用を生み、人口を増やし、大塔町に活力を取り戻し、大塔地区の再生を図るための組織づくりを行っているところでございます。

この目的を遂行するため、地域おこし協力隊の制度を用いまして、八月に公募し十月より一名を雇用させていただく予定となっております。本事業実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、今後も地域産業の振興を進め、地域住民・関係機関とともに協議・検討を重ねながら、住民の皆様が安心して生活できるよう、職員が一丸となって全力で地域の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今の答弁で余り深く触れておりませんでしたけども、昨年九月の質疑・答弁でも「大塔町は古来より林業により発展してきた地域であります、紀伊半島大水害以降、地域の活力が低下しつつある中で、再び林業による取組が進み地域が振興していくことこそが今後の大塔町の繁栄につながる。」というような答弁をいただいております。

また、今議会でもね、複数の議員さんからそれぞれ違った観点からですけれども、この林業に対しての関心を持っていただいて質問も出ておったと思います。

大塔町の振興にとっては地域産業である林業が重要な位置付けになるべきと思われしますので、本市における豊かな森林環境を育成、保全するとともに、木材利用促進・需要拡大及び普及啓発を行い、森林・林業、木材産業の抱える課題解決に向けて、昨年九月定例会の一般質問でも、産業環境部長から五條市の新たな林業に対する取組を答弁いただいたところであります。

（仮称）森林環境税を財源とした国の予算の獲得に向け関係機関、団体との連携・強調を図り、森林資源の豊富な大塔町を中心とした木質循環型社会の実現に取り組むことが真の振興につながるものと考えますので、地域産業である林業振興につながる施設の整備、（仮称）木材製品等生産施設整備事業の早期完成を目指すとともに、今後も大塔町に活力を取り戻すような仕掛けづくりを模索・研究していただきますようお願いし、旧大塔小・中学校を基盤とした福祉事業についても、大塔地区の将来に向けて大変重要な事業でございますので、是非とも実現をお願いし、今後も大塔地区にお住まいの市民の声を聞いていただき、住民本位の行政推進を要望いたします。

また、先ほどの、大塔小・中学校利活用に関わる福祉事業にも大きく影響するのではないかと考えますが、先日、五條市議会議長宛てに大塔町の各自治会長さんから、大塔診療所に現在赴任されております医師の本市雇用につきまして要望がございました。

二〇〇三年に放映されました「Dr・コトー診療所」という民放テレビドラマで、これは自然が美しく、離島での過酷な医療状況とともに、島でのゆったりとした時間の流れや人間関係が情緒豊かに描かれている。また、都会から島にやってきた人の視点と島の人が外来者を見た視点が対照的に描かれ、時には誤解が生じたり、お互いを傷つけることもあるが、忘れてしまっていた大切なことに、お互いに気付き始め、診療所に来られるだけでなく、高齢者のおうちに往診に回り、相互に影響し合いながら少しずつ信頼関係を築いていく姿が描き込まれていました。今回の地域の皆様からの要望書を見て、このドラマを思い出しました。現在、過疎化・高齢化が進む地域の住民の立場に立てば、「おばあちゃん、その後の経過はどう。」「おじいちゃん具合の悪いところはない。」と声を掛け、掛けられることにより病の早期発見につなが

ったり、私のことを気に掛けてくれていた医師が身近にいたというだけでも、お年寄りが安心して暮らせるのではないかと考えます。

この医師は地域の皆さんから大変慕われており、診療所利用者も少しずつ増えている中、是非とも大塔診療所で専任勤務してほしいとの要望も強いと聞いておりますが、この要望を実現につなげることが、「住んで良かったまちづくり」につながるものと考えますので、南和広域を中心とした医療体制の諸事情は承知した上で、医療だけでなく、福祉という観点からも重ねて本市での雇用も含め、実現に向けていただけますことをこの場をお借りしまして、私の方からも要望申し上げ、次の質問に移ります。

大きな二つ目、花咲寮建設事業及び周辺整備事業の進捗について。

一つ目、事業規模についてでございます。去る四月二十五日にお示しいただいた五條市立養護老人ホーム花咲寮建設事業進捗状況の資料に基づき質問させていただきます。

様々な議論の中に、定員について事業費抑制のため定員八十であるとところを六十程度にしてはという、当時いろんな意見がありました。にもかかわらず、当時は八十と言って、現在は六十の計画というお示しをいただきましたが、それには当時の説明と今回の説明と矛盾があるように思います。その理由について答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）四番牧野議員の御質問にお答えします。

当初、入所定員につきましては、花咲寮庁外検討委員会において御協議をいただき、現在の入所定員八十名を基本とすることとし、基本設計を進めてまいりました。その後、平成三十年四月二十五日、八月七日の厚生建設常任委員会に報告させていただきましたが、平成二十五年当時の計画時の本体建築費が平米単価で二十五万円でありましたが、基本設計段階におきましては四十二万円となり、その主な要因は建設資材の値上がりや人件費等の高騰によるものであります。

このことを踏まえて、当初の入所定員八十名を含め、老人福祉施設としての必要最小限の建物、設備、また災害時の福祉避難所としての機能を維持しながら、再検討を庁外検討委員会で検討いただきました。奈良県内には花咲寮を除く十一施設、全七百七十床があり、稼働率がおよそ八八パーセントで約九十床程度の余裕があることから、入所定員を減じた場合でも市民が入所できなくなる可能性について、委員の奈良県介護保険課長から説明をいただき、奈良県内においては入所可能との判断をいただきました。

さらには、必要最小限の経費で最大の効果を上げる、ボーダーラインにつきましては、花咲寮整備基本計画の収支計画において収支を参考にして、入所者数の変更につきまして、奈良県の高齢者福祉計画に整備の記載もあることから、奈良県とも協議し意見も頂戴しながら、新施設の入所定員六十名とすることを庁外検討委員会の総意として決定していただき、新施設の実施設計を行ってまいりました。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今答弁にあった奈良県内全体で九十くらいの余裕があるということですか。これ二年、三年前にこの議論を一生懸命我々がしたときにね、そのときにはなかったんですか。

そのときにそういった答弁もなくして、今八十床でどんどん進めてきたと思うんですよ。今六十床になった理由として、今そういう県内全体的で余力があるということを理由にされていますけれどもね、当時のそういう議論させてもらっているときには今言っているような余力はなかったという解釈ですか。答弁願います。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）四番牧野議員の御質問にお答えします。

当時も同じような状況があったかも知れませんが、現時点でのデータを用いて説明させていただいているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）やっぱりこういう大事なことは、特に花咲寮の施設建設ということは、当時皆我々議員が現地へ赴いて今の現状を見て、これは早期に新しい施設を構築するのが優先課題やなという意見が大半を占めてね、土地の購入からこの事業にコストを抑制した上で早く進めましょうと、一生懸命審議させてもらったと思います。それが今出てきて今の答弁ではなかなかちょっと理解に苦しむところですけども、まあ前向いて進めなければ仕方ないというのはあると思いますので。

当時、いろんな審議をさせていただいている中で、運用面で養護だけでなくケアハウスやデイサービスといった福祉サービスを併用し、この事業自体の採算効率を上げるといった構想もあると委員会等の審議で当時の寮長は熱のこもった答弁をされていましたが、その構想はどうなったのか。長い目で見て、今おっしゃるような方針が継続可能なのか疑問に感じるところです。しゅん工後の運用計画についてお尋ねいたします。

.....

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）四番牧野議員の御質問にお答えします。

総事業費の低減を目的として議論をした結果、ケアハウス、デイサービス事業を計画から除外いたしました。そのことから居室面積をケアハウスの広さから養護老人ホームの基準へ縮小することとなりました。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）ということは、もう一遍確認しておきますけれども、今後これがしゅん工した暁には養護一本で運用されるという解釈でよろしいですね。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）四番牧野議員の御質問にお答えします。

現時点ではそのように考えています。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）現時点といっても、そのスペースは法律で決められた居室空間のスペースしか今見ていないという答弁されていましたが、先で例えばデイサービスとかケアハウスをしようと思ったら、その分余計な施設、スペースが必要になってくるわけでしょう。でも今の時点ではこの計画で進むのであったら、建て増しをするんやったら別ですけども、現時点、そういう意味で現時点ということですか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）四番牧野議員にお答え申し上げます。

議員のお述べのとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）次に、この施設の当時の計画、その後平成二十九年六月に議会に対して報告を受けた延床面積三千五百二十九平米が現時点で報告されているのが、そこから一八・五パーセント減っていますよね、約ですけれども。平米数が減ったにもかかわらず、建設費が当時九億六千九百七十六万円、これが十三億九千八百六十万円、実に四四パーセントも増えておる、その主たる要因は、さっきちょっと触れてはりましたけれども、改めて明確に答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）四番牧野議員の御質問にお答えします。

建設資材なり建設労務費単価につきまして、建設コストという意味では基本計画時より約二〇パーセント増加しております。人件費につきましても、約三〇パーセント程度増加しているということですが。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）それだけで四四パーセントも値上がりするというのはね、どうも自分らは建築に関しては知識が低いので詳細なことは分からないにしても、普通一般常識的に知らん者が聞いて狭まっているのに、二〇パーセント近く平米数減っているのに四〇パーセント以上も建築費が上がっているって、ただそれだけのことなのかどうなのか疑問に思います。

この事業はね、大きな用地の購入費を掛けて進めてきた事業であります。改めてこの用地の購入費及びその経緯についてお尋ねいたします。

.....

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）四番牧野議員の御質問にお答えします。

平成二十八年十月の臨時議会におきまして用地購入の議案を提出させていただきました。その部分ですが、所在地は二見五丁目一一二一番地の一ほか四筆で、全部で五、九九〇・四三平米となります。

今まで説明させていただいたいろんな候補地の中から、この場所が最適地だということで提案させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）購入費。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）購入費につきましては、一億五百四十三万一千五百六十八円です。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）さっきも言わせてもらったように、これだけばくだいな用地購入費を掛けて進めてきている事業です。それも様々な議論の中で用地購入も我々は承認させてもらいました。今度その上家を建てる。建てるのもやっぱり当時ね、説明された内容と今回お示しされた事業内容の相違が余りにも大きすぎる。当時の答弁が結果として、いかに信びよう性に欠けていたのか疑問に感じます。

もう一遍聞きます。その主たる要因について答弁願えますか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）四番牧野議員の御質問にお答えします。

今まで説明させていただきました。花咲寮整備基本計画と今回の実施設計における入所定員でありますとか建設事業費の部分に変更があり

ます。計画当初、多面的な構想や計画をしながら事業を進めてまいりましたが、建築事業費の変更になった一つの大きな要因として東北の震災復旧や東京オリンピック・パラリンピック開催等に起因する建設資材の上昇や建設労務単価の高騰がありました。今回、基本計画と事業内容に差異が出たことにつきましては、検証を行い、今後しっかりと想定、精査をして進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）答弁にあつたね、東北の震災だとか東京オリンピック・パラリンピックの開催決定だとか、これが見えた時点ですね、いろんな物価、人件費等の高騰は想定できていたと思います。ましてや昨今、異常気象によつて各地で大きな災害も発生しております。そういうところでもいろんなものが値上がりしてくるのと違うのかなと思います。

効率的な財政運営をかねがね申し上げてきておると思っています。大きな事業費の掛かる事業に関しては、いつも言うように無駄を省き実のある事業につなげていただきますようお願いしたいと思います。

この花咲寮の建設事業は、高齢者の方がお住まいになられている施設で今の劣悪な環境から一日も早く少しでもいい環境に移してあげやないかんやろと、みんな現地に行つてそう思ったと思います。それで今言うような一億円以上もするような用地まで購入して進めてきているのですから、効率よく実のある事業に結び付けていただきますようお願いいたします。

次に移ります。

（二）の方です。地区との協定書に基づいた周辺整備事業についてでございます。これはクリーン・オアシス建設時に地元である二見地区と周辺環境整備について要望をもとに取り交わした協定書に基づいてお尋ねしたいと思います。

まず、先だつての説明資料にあつた二見五号線の道路整備事業について、答弁長くなつたらかなわんのので、単純なことを一つ一つ聞きますので、的確な答弁だけお願いします。

まず一つ目、拡幅する幅員及び用地について答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

二見五号線工事延長三五メートル、片側一車線車道幅員二・七五メートル、路側を含め全体幅員六・七五メートル、プラス片側歩道幅員二・五メートルでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）部長、単純明確に答えてくださいと言っているのに、人の話聞いてくれてへんのかな。用地について抜けているので答弁。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えいたします。

用地につきましては既にお済みでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）もうどこから買ったとか、そんなこと、以前にも聞いたと思いますので結構です。

二つ目、この工事に関する着工時期、しゅん工時期について答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えいたします。

二見五号線でございますが、着工につきましては平成三十年十一月から予定しております。これはローズ前から二見二十五号線の分岐のところまで、平成三十年十一月から三月をめどに工事をする予定でございます。

また平成三十一年度につきまして残り分岐点から終点までのところにつきまして、七月から十月を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）それは着工ですね。しゅん工時期は。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えいたします。

まず、再度申し上げます。ローズ前から二見二十五号線までのところの工事につきまして、着工時期につきましては十一月を予定いたしております。平成三十一年度におきまして分岐のところから終点までの分につきまして着工が平成三十一年の七月を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）しゅん工は。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、二工程でございます。一つローズ前から二見二十五号の分岐まででございますが、これにつきましては、着工が平成三十年十一月からしゅん工が平成三十一年の……二見五号線のお話かと思いますが、二見五号線につきましては、まず平成三十年度から十一月から着工いたしましたし、しゅん工が平成三十一年の二月までを一つの工程としております。また平成三十一年度におきまして、着工が平成三十一年の七月から平成三十一年の十月までを予定しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）私そんな難しいことを聞いていないと思うんですよ。こんな簡単な質問でこれだけ時間を使われたらね、見てのとおりたくさんのお告を出させていただいております。限られた時間内でこれをこなしていきたいので、まだ質問が続きますけれども、的確な答弁を願いますね。

今おっしゃる二見五号線について、一期工事、二期工事あるということですが、総事業費について答弁願えますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

二見五号線におきましては、二千二百万円でございます。平成三十一、二年度の二見五号線におきましては、四千五百万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今の答弁、解釈が難しいのですけれども、私、二見五号線についての総事業費で聞いて二千二百万円と四千五百万円という数字が出てきましたけれども、二千二百万円は平成三十年度で四千五百万円が平成三十一年度でトータルで六千七百万円という解釈ですね。

はい。

次、二つ目に川端の近隣公園の整備計画平成についてお尋ねいたします。

先日の聞き取り時に、担当課よりお示しいただいたタイムスケジュール表によると、平成三十一年四月に公社より用地購入、同年七月より年度をまたいで平成三十二年十一月まで約一年四箇月もの歳月を掛けて造成工事、続いて水道整備平成三十三年三月完了、には約五箇月を要し、そこからコミュニティセンター建設工事、平成三十三年四月着工、平成三十四年三月しゅん工、これも約一年、公園整備工事、平成三十四年度に着工して平成三十五年三月しゅん工となっておったと思います。相違ないですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えいたします。

牧野議員の今の御指摘のとおり相違ございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）この工程を見たら、口で言っただけでは分かりにくいかもわからんけれども、工程表にして目で見てみたら、かなりスパンが長い、それは財源的な要因もあるんだと思いますけれども、にしても余りにも長いスパンが掛かりすぎると違うのかなと感じました。

この工事に関する、この公園整備計画事業ですよ、……部長、聞いていますか、川端近隣公園の整備計画、この事業について用地購入、造成工事、水道工事、建設工事、公園整備工事、それぞれに関わる見込み事業費、見込みで結構です。

○議長（平岡清司）牧野議員、総事業費は通告してくれていますか。

.....

石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えいたします。

用地購入につきましては、一億七千九百万円でございます。

敷地造成につきましては、七千万円でございます。

公園の施設整備については一億六千万円というところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）水道工事とコミュニティセンターの建設工事、これ抜けています。

公園整備工事の中にそのコミュニティセンターの建設工事、水道工事も含まれておるのか。ひょっとして含まれておるんやったらそれで結構です。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えいたします。
建築工事については含まれておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）いずれにしてもね、大きな事業費が掛かる、それもあって財源確保のため工程のスパンが長くなっているのか、それはどうか分かりません。今それをお尋ねしても長くなるだけなので、改めてお尋ねいたします。

いずれにしても、この二見五号線、それとこの川端近隣公園の整備事業、この二つの事業はね、先ほど冒頭に言わせてもらったように、要望をもとにして協定書を取り交わした事業である、すなわち相手があつての約束事なんです。その約束を守るために、約束は守るためにあるんですよ。その辺を人として忘れることなく進められるよう、粛々と迅速に、もう既にクリーン・オアシスは稼働しておるんですよ、あそこにクリーン・オアシスという俗にいう迷惑施設と呼ばれるような施設を構築するために、地域の方々といろんな協議をして、迷惑料という言葉は今ふさわしくないかも分からへんけれども、二見地区の周辺環境整備をやるというための協定書やと思うんです。単なる要望じゃない。ここにクリーン・オアシスを設置して稼働をする、それに並行してできた協議事項やと思う、これがまだ一遍にいかないのは分かるんやけれども、これだけ長い時間が掛かってやっているというのは、本当にできるかどうかということですね。約束事は何より先においても優先せなあかんの違うのかな、人としてね。行政としてはいろんな優先課題も多々あると思うのですけれども、やっぱりこういう一つひとつの行政の事業を進めていくにはやっぱり地域の住民の方、市民の方の御理解を得て進めていかんと、何のためにしておることか分からへんとなってしまうので、だから今改めてこの事業は私の目から見たら、ちょっと遅れ気味かなということを感じたのでね、今改めてこの質問をさせていただきます。

三つ目、二見二十二号線について、先ほど言うた、お示しいただいた花咲寮の整備事業について説明資料をいただいたんですけども、そこに記載されておったんですよ。その取組についてお尋ねしていきます。

今現在の幅員、拡幅する後の幅員について答弁願います。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

二見二十二号線でございますが、工事延長一一メートル片側一車線の道幅員二・七五メートルの、路側を含め全体幅員六・七五メートルのプラス歩道幅員二・五メートルというふうになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）部長冷静になって聞いてくださいね、今現在の幅員を言うてもらって、やろうとしている幅員について。今言うてくれはったのは、こういう幅員にしたいということで、今現在の幅員について。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えいたします。

現幅員三・五メートルでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）これの着工としゅん工時期について、今の計画段階で想定されておる範囲で結構です。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

着工につきましては平成三十一年十月、しゅん工については平成三十二年三月中旬というふうなところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）道路の幅員を拡幅するわけですから、この用地について答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

用地につきましては、約四三〇平米買収予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）もう一つ、工事、用地買収等を含めて想定されておる総事業費について、いかほど見込んでおられますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

約三千五百万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）先般、聞き取りのときにお話しさせていただいておった数字とちょっとかけ離れておるように思いますけれども、見込みな
んで、誤差あっても仕方ないと思います。

この道路を整備する根拠についてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

二見二十二号線でございますが、今後整備される（仮称）二見川端近隣公園のアクセス道路でございませうかと、また花咲寮への道路整備というようなところで整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）先に言っておきますけれども、先ほどからお話ししているように、二見五号線と川端近隣公園、これは地域の皆さんとの協定書に基づいて進めるべき事業である。この二見二十二号線は協定書に含まれていない事業である。それだけ明確に理解していただいて、聞きいただきたいんですけども、花咲寮を建てるまでのアクセス道路、そこから先は今度整備される公園整備、これだけ早い早いことされるなあと、公園ができるのはまだ五年先ですよ。今言う幅員三・五メートルですか、現在の。この幅員、私も何遍もあそこを通りますけれども、花咲寮という施設に対してのアクセスの道路としては十分すぎるほどの幅員があると思います。にもかかわらず、今この財政難にね、これを最優先せなあかんような展開というのはなかなか理解でけへん。

今現在、五條市に昨日の他の議員さん、五條市に対する要望、取組に関して質問されておったと思います。あえて今更要望件数何件あるかとか言うても時間が掛かるだけやさかい聞きませんけれども、いろんな大小様々な要望、市に対して市民の皆様から不自由しているやというような要望件数、多々あると思うんですよ。この今言うてはる道に三千五百万円も優先して金を掛けるのだったら、先にその三千五百万円使ってその小さな要望を、市民の皆さんのささやかな要望を一つひとつかなえてあげる方が私は市民の皆さんのためになるのと違うのかなと、決してこの二見二十二号線を整備するなどは言っていないのですよ。公園整備ができた暁に、周辺住民の方が公園に訪れるためにその歩道の整備もしてあの周辺をいろんな形で整備してきれいにしていきたいと思います。これはクリーン・オアシスのときの協定に基づいてくると思うのです。でも今の段階ではクリーン・オアシスはできておるけど、公園はまだできていないので、これを早急にせなあかんという意味が理解できません。ここで止めておきます。

次に、三つ目に移ります。

豪雨災害を鑑みた水路の整備について。想定し得る最大規模の豪雨量についてでございます。西日本豪雨・北海道地震・先頃の台風で被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈りいたします。

さて、西日本豪雨では、「愛媛県・肱川の野村ダムなど六府県の八ダムの水量が当時満杯に近づき、流入量と同規模の量を緊急的に放流す

る異常洪水時防災操作が行われていたことが、国土交通省への取材で分かった。一部の下流域では浸水被害も起き、ダムの許容量を超える深刻な豪雨だったことが改めて裏付けられた。」と報道されていきました。

また、当市においても昨年の台風でシダーアーリーナの電気設備が浸水し、ばくだいな被害があったことは記憶に新しいところでありました。ただそのときも、市当局の見解は「想定外」の雨量であった、水量であったという言葉を耳にしたものですが、昨今の異常気象による様々な天災に見舞われる中、よく耳にするのが「想定し得る最大規模の降雨量」、皆さんもこの言葉は耳にされたことはあると思います。

そこでお尋ねします。当市における想定し得る最大規模の降雨量とはどれくらいの数値を表すのか答弁願います。

○議長（平岡清司）辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友）おはようございます。

四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

国土交通省が過去の降雨データを解析し、最大降雨量として求めた二日間の総雨量六七八ミリが、橋本市より上流の紀の川、吉野川の流域全体に降った状態が、想定し得る最大規模の降雨量となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今、答弁された数値で果たして十分なのかどうかは、計り知れませんが、五條市においても約六十年前、伊勢湾台風で甚大な被害を受けました。今現在完成されている築堤に当時の吉野川の水位を示す表示がなされています。今現在、完成された築堤の高さより当時の水位が高い位置に表示されております。

当時、被災を経験された年代の方々は、これを見て、いかに大滝ダムができたとはいえ、先ほどからも申し上げたとおり、想定をはるか超えるような異常気象に不安を覚えるのは、至極当然のことであると思われまます。

それを大滝ダムができた今、「大丈夫です」と一言で片付けてしまうのは、余りにも市民の不安に対して不親切であると考えますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（平岡清司）辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

今議員がお述べのように、想定外の雨量が降るといふ異常気象が日本全国で起こっているのは事実でございます。それに対しまして、やはり市といたしましては、今後、国・県・関係機関とも連携を密にしながら対応策の協議をしていかなければならないと考えております。

また、このことがやはり五條市の今後の課題ではないかというふうにご認識はしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）五條市で暮らしてきた方々、五條市で育った方、吉野川に対しては楽しい思い出も苦しい思い出も多々あります。ただこういう年代の人は他所であったようなことがこの五條市であったんだという経験を踏まれた方に安心して暮らしていただけるような市としての説明、これは今後必要やと思います。それをしてもらおうと思つたら、それがいかに大事なことであるかということは今危機管理監おっしゃっていただいたように、認識を深めていただくということが大切であると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、（二）です。内水に対する水路の安全性についてでございます。今、様々な地域で異常気象による被害が出る中、決して河川の氾濫だけが水害とは言えないのではないのでしょうか。

市内を駆け巡る様々な用水路の安全性についてお尋ねしてまいります、その前にその水路から溢れた水により浸水被害に遭われた事案はここ数年、分かる範囲で何件ぐらいあるか答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

過去、二、三年の浸水被害といたしましては、十件が確認されております。うち八件は平成二十九年十月の台風二十一号に伴う豪雨によるものでございます。あと二件につきましては、平成二十九年七月のゲリラ豪雨によるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）簡単に結構です。この質問答えてください、部長ね。

その後の対応はどのようにされたのか。そういう事案を鑑みて予防策は十分講じておられるのか。予防策を講じようと思つたらその要因は研究せなあきませんわな。その辺簡単に結構です。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの対応といたしましては、崩土による水路を閉塞したことによつたというようなところと、また水路に土砂が堆積していたことが原因でございます。

水路につきましては、断面不足によるものにつきましては水路改修により改修されますが、堆積土砂につきましては今後発生すると考えられるところでございます。

また、水路の管理等につきましては、地元自治会と清掃をお願いしている場合が多いところがございますが、今後は、五條市におきまして高齢化が進むというようなところもございますので、地元と協力しながら水路を管理していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）わずかな件数とはいえ、そういう浸水被害に遭われた住民の方がおられるということは、まだまだこれからなくなることではないと思うんです。増えるかどうかは分からないにしてもね。やっぱり浸水被害に遭われたときだけの対応ではなくて、その後の要因を研究してその危険要素になるものをどういうふうに外していくか、それによって未然に防ぐ予防策を講じるべきということは議論、検討すべきだと思います。

今もおっしゃった自治会さんに溝の掃除をしていただいたりとか、過去にはやってきたと思います。でも昨今、地域住民の方の高齢化が進み溝蓋一つにしても重たい、若いときは提げて外して掃除もできたけれども、今現在高齢化が進んでそんな重たいものはよう提げらんと、掃除せなあかんのは分かつつてもできへんやというお話は少なくないと思います。そういうのも要因にあったと思うんですよ。いずれにしましても、市内を駆け巡る水路に対する認識を今改めて高めていただいて、どのように管理していくのかしっかりと検討すべきであると思いますが、その辺の見解について、もう短くお願いします。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、御指摘のとおり、今後いろいろとそういうふうな事例が出てこようかと思いますが、その辺を十分研究しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）くれぐれも答弁に偽りのないように、よろしくお願いいたします。

三つ目に移ります。

ハザードマップの見直しについて。現在当市におけるハザードマップは国土交通省の見直しを基準に作成されたものであると思われませんが、そのハザードマップには、今お話しさせていただいているような水路も含めて内水に対する想定はなされておるのかいなのか。

○議長（平岡清司）辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友）四番牧野議員の御質問にお答えいたします。

内水については想定しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）内水に対して、していなかったらそれでいいんですか。答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友）四番牧野議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、現在のハザードマップは申されたように、紀の川の氾濫に主眼をおいた被害想定で作成しております。

今後は、小規模な支流河川や水路など、紀の川への流れ込みの状態等、県等とデータの共有を行いながら、内水ハザードマップの作成に向けて勉強してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）五條市はね、田舎で土の面積も多々あると思います。ただ都市部ではね、もう既に十数年前からこの異常気象を捉え対応すべく下水管の径を大きなものに変えていく取組もなされておると聞いております。

先ほどの水利に対する認識も高めていただき、またそれも含め答弁にあったように内水に対する危険性を十分に研究し、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりにつながられますようお願いしまして、次に移ります。

○議長（平岡清司）牧野議員の残り時間は三十分です。

○四番（牧野雅一）次に四つ目です。遊休資産の活用状況について。

（一）進捗についてでございます。市の保有する遊休資産の活用については、去る平成二十九年九月、並びに十二月議会において、市の保有する遊休資産の状況及び今後の活用について質問を行ったところ、理事者側から「厳しい財政状況の中、遊休資産の活用は、市の新たな財源の確保と維持管理経費、いわゆる経常経費の抑制につながるものであり、早急に取組を進める必要がある。」との答弁があったところであります。

また、本年三月議会予算委員会において、その後の進捗状況を伺ったところ、今後の指針となる遊休未利用地の有効活用に関する基本方針の作成を完了し、平成三十年当初予算に普通財産の活用による収益の予算計上を行った旨の説明を受けました。

また、各課が所有する売却や貸付が可能な遊休資産について、部局横断的に活用を検討するなど、本年度からの取組について、すこぶる前向きな答弁があり心強く感じたところであります。

こうした経緯の中、理事者側では、既に積極的な取組を進めていただいているものと考えますが、現在の進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

遊休資産の利活用につきましては、市としての未利用財産の利活用に関する基本的な考えを明らかにするとともに、財産の売払いに関する基準を設けそれらに沿って事務を進めることとしまして、本年二月に「遊休未利用地の有効活用に関する基本方針」を、また三月には「五條市財産売払い要綱」を制定したところでございます。

この基本方針に基づきまして、徐々にではございますが、管財課と各所管課が連携しながら普通財産等の確認・調査等を行い、個々の遊休資産等について検討を進めておるところでございます。

今年度につきましては、その検討結果といたしまして、今年度に売却しようとしたします資産について、行政改革推進本部会議に提案をいたしまして、了承を得たところであります。

しかし、その数につきましては、まだ十分な件数とは言えず、売却に向けての事務手続についても予定よりも遅れているところがございます。

今後は、これら資産の売却手続を早期に進めるとともに、策定した方針や要綱の改良を行いながら、利活用をより迅速に進めることができ、環境を整えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 「未利用、低利用地、又は廃止施設などの遊休資産については、民間等への売却、貸付を行うなどにより、新たな財源確保が見込まれるとともに、草刈り等の維持管理経費の削減につながることから、財政健全化を進めていく上で、重要な手段であると考えております。」と過去に答弁いただいております。そういった経緯からね、学校適正化事業では廃校になる校舎、新庁舎整備事業においては昨日の一般質問にも出ていましたけれども、現庁舎跡、花咲寮移転事業においては現施設跡、こんなにも今の段階では遊休資産になりかねんと思えます。こういった形で今後いろんな新たな事業を進めていく上において、古い施設等々まだまだ未活用の資産が増えてくるのではないかと思います。

遊休未利用地の有効活用を進めることは、市の職員の負担軽減にもつながり、事務事業の効率化につながるものと考えます。しかし、今の答弁では、ちよっと遅れ気味かなと。幾度となく申し上げますが、新たな財源の確保と経常経費の抑制、いわゆる無駄を省いた行政のスリム

化・効率化は、五條市のみならず全国地方自治体に共通した優先度の高い行政課題と考えます。

多くの業務を抱える中、決して職員の皆さんに過度な負担を求めるつもりはありませんけれども、様々な観点から、質問の趣旨をよく御理解いただいて、スピード感を持って真摯に取り組まれますようお願いしまして、次に移ります。

次、五つ目です。新庁舎建設及び周辺道路整備事業について。

小さな(一)旧岡中線の整備について。これもね、細かく聞いていたらまた時間のロスがあると思いますので、要点だけいきます。

この旧岡中線の整備につきましては、今度の新庁舎の移転予定地の北側の空き地の一部を購入し、拡幅されるということは以前に答弁させていただいております。必要ところは購入して道の拡幅、庁舎周辺の整備事業として取り組まれるのはいささかでないのでしょうか、残地について、道を利用するのに分けていただいた土地の残地ありますよね、それについては購入されるのかされないのか、それだけ答弁ください。

○議長(平岡清司) 石田都市整備部長。

○都市整備部長(石田茂人) 四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在、用地交渉中ではございますが、残地の部分につきましてはいろいろ用途利用ができようかと思っておりますので、購入の方で進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。(「四番」の声あり)

○議長(平岡清司) 四番牧野雅一議員。

○四番(牧野雅一) 地権者の方も土地を切り売りしていただいて残った土地の利活用も不便なのは分かります。ただやっぱり五條市行政としては今の財政の状況でね、あれだけの広大な敷地があるにもかかわらずそれに隣接してその周辺の方に協力いただいたからといって必要であるかどうか疑問に思うような土地の購入というのは本当に必要なかどうか、よく検討していただきたいと思います。

旧岡中線についてはそれが一点と、もう一つは先般の委員会の担当課長の答弁で仮設道路までの道路改良について稲刈り後の十一月から施工に掛かって、仮設道路が十月中に施工完了ということ、十一月までに旧岡中線の道路改良工事をするというお話をされておりましたが、どう考えても測量設計、入札、業者選定、請負業者を確定してから工事の発注、施工、工法は別にしてね、本当に十月までにできるのかどうか、十月中に可能なかどうかなのか、これについて答弁いただけますか。

○議長(平岡清司) 石田都市整備部長。

○都市整備部長(石田茂人) 四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

今地権者等々交渉中でございますが、工程におきましては少し遅延の状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）この工事に係る財源とか、それを今聞いておいても時間が掛かるので改めてお尋ねします。

聞き取り時にこの疑問を投げ掛けたところ、通常であれば最短で二箇月半から三箇月掛かりますよと、当時課長が答弁されたが八月中やつたと、そこから三箇月掛けても十月中の工事の完了というのは到底…、普通に進めばね、難しいのかなという疑問がありました。やっぱり当時課長もいろんなことで頭の中いっぱいね、そういう答弁をしてみましたと思えますけれども、それはそれでまた訂正していただくなり、今の部長の答弁で遅延するであろうということをしっかりと伝えて地域の方にもお伝えして進めていかないと、あない言うところの遅延なるんかと、また変わったかというようになことが繰り返り返しておったのでは、どんどんどんどんこの事業がね、進むのが遅れてくるのと違うのかなと、かえってね。その辺はやっぱり明確に正直に相手さんとのやり取りが必要だと思いますので。

このスケジュールはハードスケジュールというのではなくて、今のこの岡中線道路改良に関しては全く不可能やると、タイムスケジュール的にね、言うた答弁ではね。その辺はやっぱりそれに近づけられるように、ほかの部長を始めとしたその部署の中で担当者だけではなくてみんなで協力し合って少しでも答弁に近づけられるように一日も早くそういう整備を終えて次の工程に進められるような努力・工夫が必要やと思います。

先ほどから私も何度か使わせていただいていますけれども、「でも仕方ない」という理由は余り好ましくないのではないかと、行政のする事業に関してね。やっぱり市民の皆さんに「仕方ないんや」というような理由は余り使うべきではないのかなと。今庁内いろんな話をさせてもらったら「仕方ない」という言葉がよく出てくると思います。それはそういう言葉を使わずにいいような事業計画を立てるべきであると思います。

次、岡口三号線に関しては昨日他の議員さんから質疑、答弁がありましたので、もう簡単にいきます。

これに関しては、我々議会が庁舎移転の議決承認したときは着工までに道路設置を完了し、工所用車両の動線となるべきところが、しゅん工までにと変わったことにより、動線確保のため、須恵四号線の道路改良工事、周辺民家の家屋調査費用、交通誘導員の増員、旧岡中線北側の道路改良工事、工所用車両のための仮設道路の設置、土地の借上げ費と、この事業に対する準備不足及び見通しの甘さが、いったい幾ら余計な事業費が掛かっておるのか。一度計算してみてもどうですか。無理なスケジュールで取り組むことによって使わなくていい予算をどれだけ費やしていかなあかんのか、またその費用だけでなく、担当課職員の皆さんが、いかに不効率な仕事を強いられているのか、その辺よく考えてこの事業を進めるに当たっては、どうすれば効率よく進めていけるか検討の余地はあると思います。

この件に関してはもう答弁結構です。

次、(三)建設事業についてであります。先日の委員会で事業費が約二億円の増額である説明をなされました。その詳細については防火扉の基準が変わったとか、地域の工事用車両の動線沿いに交通誘導員の増員が地域からの要望があったとかいうこともおっしゃってほしいと思います。まあまあそういう無駄な費用が、ただでも今建設事業費、整備事業費を抑制しないかのかということもここ何年も前から話しさせてもらって進めてきている中、どんどんどんどん委員会開いて説明を受けるたびに億単位で膨れ上がっているというのが現状やと思うのです。その内容聞いたら、さつき言うたように準備不足、見通しの甘さが理由として上乘せされてきている部分が多々あるのと違うのかなと思います。その辺も今後進めていくに当たって、やっぱり見直さなあかんところは見直さなあかん。財源には限りがあるんです。その辺を十分検討していただきたい。

この事業についての設計変更等多々あって、かなり今の造成工事に関しても請負費の増額が見込まれるの違うのかなと危惧するところで六月議会にお尋ねさせていただきました。これは設計変更に対する増額は請負金額の約三〇パーセントをめどにという確かな基準ではないけどもそういうめどになる数字があると聞いておりますが、それを超えるようなことになり得るのではないかと、今現在設計変更の対象になった分、まだこれからなるであろう分、まだ見込み、見えてない部分があると思います。でも今既にあの須恵四号線沿いに交通誘導員さんの数は当時我々が認識していた数よりたくさん増えています。その分の費用もかさんでくると思います。それだけでも予算の範囲内、差金の範囲内ということはかなりウエイトを占めてくるのと違うのかなと、さらにあれだけ十三項目の設計変更の対象となった場合、本当に三〇パーセントで足りるのか足りないのか、足りないからと言って前回六月の議会に技監が答弁されたように、「行政の発注するものに支払わないということはありません。」ということもおっしゃっていただいております。やっぱりその辺、自分たちの準備不足、見通しの甘さがこういうことを招いているということを十分認識していただきたいと思えます。

そんな中でね、六月にもお話しさせていただいた天の恵みのような合併特例債の発効期限を再延長する改正特例法がなぜ法案化されたのか、東北の震災復興事業、先ほども言ったように花咲寮の事業でもそうですけれども、震災の復興事業、東京オリンピックの開催決定等々で建設物価や人件費の高騰等、当初に計画された事業費が限られた財源では立ち行かなくなつた自治体からの切なる願いが国で認められてこの法案が成立したんだと思います。当市においてもその法案に該当するにもかかわらず、そのチャンスを生かさず進めることはいささか理解に苦しむところでもあります。それだけ言うて、次に移ります。

ちよつと時間の加減があつて、途中で何項目か省くか分かりませんが、その辺だけ御容赦ください。六番、財政運営についてでございます。

市の財政運営に関しては、これまで幾度となく本会議や委員会において、現状や将来の見通しについて伺ってまいりました。今般の議会には、新庁舎を始め、認定こども園や花咲寮など、過去に例を見ないような大規模な予算案が提出されているところで、私たち

議会側としては、こうした予算案を審議するに当たり、今後の事業に充当する財源の見込みと市の財政全体に及ぼす影響などについてしっかりと理解し、適切な判断を行うことが重要と考えるところである。

そこで、私がポイントと考える「過疎対策事業債・合併特例債」、「減債基金を始めとする市が保有する各種基金」そして「財政健全化指標の一つである実質公債費比率」について、それぞれお伺いしてまいりたいところではありますが、これ全部を聞いておいたら時間がなくて、まず一つは、合併特例債の新庁舎建設事業に充当した後の金額とその残っている金額について答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答えいたします。

合併特例債につきましては、平成二十九年年度末までの発行済み額は四十八億五千六百万円でございます。発行可能額百七億三千万円から発行済み額を差し引きいたしまして平成二十九年年度末の発行可能残額は五十八億七千三百七十万円となっております。

今後、新庁舎建設費及び起債対象となる電算関連経費等に合併特例債約三十九億円程度の充当を見込んでおります。ただ確定的な数字ではございませんが、仮にこの三十九億円を新庁舎建設に充当した場合、合併特例債の発行可能残額は約二十億円となるものでございます。

なお、残額見込額約二十億円につきましては、今後の過疎対策事業債の配分が要望枠に不足する場合の補填財源として活用してまいりたいと考えております。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 合併特例債ね、一市二村が合併して約十年を過ぎて、当時に国からいただいた地域のために役に立てるようにといいながら七億円いただいております。それが果たして適切に充当されているのか、今後されるのか、いささか不安なところもあります。

新市建設計画、その当時とは時の流れで社会情勢も変わっておる、使い方も変わっておるであろうということは以前にも市長から答弁をいただいておりますが、やっぱりその当時の苦労されて合併に至った経緯も踏まえて、その当時に貢献していただいた方々の思いもしっかりとくんだ上で、この貴重な財源を有効に使っていただくことが大事であるのと違うのかなと思います。

次、飛んで申し訳ないですけども、公債費に関してね、先般資料を請求していただいた中でね、今後の公債費の額ですね、これについて昨年の六月の議会では平成三十三年度には本年度の約一・三倍に当たる約四十億円が必要という答弁をいただきました。今回いただいた資料によると三十四億円とか三十五億円とか、何億円単位で減っておる、このからくりについて答弁いただけますか。簡単に結構です。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十九年第二回六月定例会の一般質問におきまして、「平成三十三年度には約四十億円の公債費が必要となる見込みである。」という

ふうに答弁をさせていただいたところでございます。

その後、公債費の平準化を図るため既定の範囲内におきまして、新発債の償還期間の見直しを行いましたほか、花咲寮やきすみ館、防災力強化棟など各予定事業の執行年度が後年度へ繰り延べされたこと、また、ごみ中継施設整備やみどり園跡地整備事業につきまして、入札により事業費が確定し、市債の借入額が当初の見込みよりも減少したことを反映させまして、現時点におきまして、平成三十年度の公債費は約三十億円程度になるものと試算をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 公債費の平準化だとかいうお話を今していただいたと思うのですが、要はね、ある意味捉えようによっては借金の先送りでしょう。この時期までにこれだけ返そうというのが返されないで平準化という言葉の中には先送りになっている部分がある、消えてはなくなっていないと思うんですよ、借金はね。そこまで無理をして将来の市の財政運営には本当に支障がないのか、将来に掛けて。支障がないとは言いがたいと思うのかなと思います。いつもおっしゃる効率の良い財政運営と言えるのか甚だ疑問があるということをお見として申し上げます。次に移ります。

七つ目です。行政組織について。

効率的な行政運営について。今も申し上げましたように、厳しい財政状況の中で、行政サービスに対する市民のニーズはますます多様化しており、こうした状況に対応するためには限られた資源、人、物、金を有効に活用するとともにしっかりとした事業計画のもと、効率的な行政運営が求められると考えます。

先ほどから申し上げておりますように、現在新庁舎の建設を始め、花咲寮や認定こども園など多くの事業が予定されており、今後こうした事業を推進するため本来の市の規模を大きく上回る多額の予算が計上されようとしております。

こうしたばくばくいな予算が、本当に計画的な流れの中で、市民の皆様のために、効率的、効果的に、無駄なく執行されるのか、どこかで、無理や歪みが生じることはないのでしょうか。

通常の規模を大きく上回る現在の予算規模に加えて、これまで慢性的に発生している繰越事業、そして体調不良のため長期休暇を余儀なくされている職員さんのことなどを考えるとき、そうした疑問が生じるところであります。

そこで、市の組織・機構を所管する市長公室長に、今後の本市の行政運営の在り方についてどのようにお考えか、簡単に所見を答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま議員がお述べのとおり、今後本市におきましては、新庁舎あるいは花咲寮の建設など、大規模な建設事業に取り組んでまいるところでございます。

また地方分権に伴う国等からの権限委譲など、新たな業務が増える中で、より効率的な行政運営が求められるところでございます。限られた職員数の中、予算を適正に執行いたしまして行政サービスを低下させないため現状における課題、これをしっかりと整備をいたしまして、次年度以降に向けての適正な組織、機構の構築、あるいは人員の配置等に取り組んでまいりたい、このように考えてございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 新庁舎や花咲寮、さらに認定こども園など、大規模な建設事業を確実に完成に導くためには、まずしっかりとした事業計画と優先順位を定めることが必要と考えます。

仮に、何もかも一斉にやっつてしまおうとすれば、必ずどこかで無理が生じるのではないのでしょうか。現に人、物、金に無理が生じつつあるのではないかと考えます。

今更言うまでもありませんが、ここ五條市には、財源も人的資源、マンパワーも決して無尽蔵にあるわけではない、いずれも限られた、そうした貴重な資源であります。いかにすれば、この限られた資源を無駄なく、そして効率的に運用できるのか、もっと広い視点で本市の行政運営を見つめ直すべきと考えますが、最後に市長の見解を答弁願います。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 牧野議員の質問にお答えを申し上げます。

るる市長公室長の方からも財政状況のことをお話ししました。いろんな視点、観点があるのかなと思います。いろんな見方もあるのかなと思います。その中において、借金という位置付けの中で大変厳しい状況に至っているのが現状であろうかな。でも今どうしてもやらなくてはいられない、先送りをしてまでやるのかやらないのかという一つの観点から、今学校適正化も踏まえていろんな形の中で、今やるべきことはきちつとやっつていく、今その中で財政状況が厳しくなりつつもそれは先を見越した形の中でやるべきことはやっつていくという、私の理念がございます。借金を増やすということは当然、市民の負担に関わろうかなと思えますけれども、市民の、また子供たちのためにも、またこの先五十年先の五條市を見据えたときの五條市を見たときに、今やるべきことをきちつとやっつていく、それが私たちの使命であろうかなと、いろんな状況も当然あるのかなと思えますけれども、今の財政状況も鑑みながら今後市民の皆さんのやはり安心安全とそして市民のために、住んで良かったというまちづくりのためにこれからも鋭意努力しながら頑張っつてまいりたい、そういう思いで今後も進めていきたい。ただこ

○三年、四年、五年ぐらいですか、大変財政状況が厳しいと思いますけれども、そこはどうかクリアしながらその先も見据えて財政状況、やっぱり五年、十年先を見据えた形の中の計画を持って進めていく、それが大事であるのかなと思います。

是非ともその辺を踏まえて、議員の皆さん共々前に進むように努力をしまいたい、そういうふうに考えております。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今市長おっしゃるような様々な観点があり、いろんな人の声も聞き長いスパンで先を見越してという中にはもちろん市長の見解も重要だと思いますけれども、やっぱり一人ではどうかかと、やっぱりいろんな人の声に耳を傾けるべきということは大事でないかなと思います。その上で判断される。今おっしゃっていただいたような議論はこれからもどんどん深めていくべき違うのかなと思います。

先般から、世間、マスコミ等をにぎわした日本ボクシング連盟の問題で、弁護士さんの見解でこういうことがありました。「恐怖政治の中で反対勢力の除名や理事を辞任に追い込むなどして、味方のみで理事会を構成してしまつた。」と述べ、暴走を助長した幹部にも責任があると指摘されてました。

また、レスリング女子のパワーハラスメント問題、日本大学アメリカンフットボール部の悪質タックル問題とも共通するのは、トップの暴走を周囲が黙認し、不始末を引き起こしたという構図であるという指摘もありました。

月日の流れとは怖いもので、約八年前、当時の市政に異を唱え、このまちの将来を見据え市長選に立候補を決意されたとき、私はあなたに期待し様々な角度から支援させていただきました。あのとときの姿勢はどこへ行ってしまったのか。残念でなりません。今一度、原点に戻って初心を思い出し、好き嫌いではなく、執行部職員さんの話にもしっかり耳を傾け、このまちの「確かな未来」に向け舵を取られますことを願って、私、牧野雅一の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（平岡清司）以上で、四番牧野雅一議員の質問を終わります。

次に、十一番藤富美恵子議員の質問を許します。十一番藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子質問席へ〕

○十一番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、通告いたしましたとおり一般質問をさせていただきます。

一、定住人口を増やす取組についてお尋ねします。まず五條市の空き家の状況。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十一番藤富議員の御質問にお答えさせていただきます。

空き家の状況でございますが、実態調査を行った結果、市内の空き家数は五條地区八百八十九件、西吉野地区二百四十件、大塔地区三十七

件、合計一千百六十六件でございます。

うち小規模な修繕により利用可能物件が五條地区九十六件、西吉野地区四十一件、大塔地区ゼロ件、合計百三十七件でございます。

また管理が行き届いておらず損傷も見られますが、当面危険性はない物件が五條地区四百三件、西吉野地区百七件、大塔地区二十一件の五百三十一件でございます。

今すぐに倒壊や建築材の飛散等の危険性はないが、管理が行き届いておらず損傷が激しい物件が五條地区三百六十件、西吉野地区八十二件、大塔地区十五件の四百五十七件、倒壊や建築材の飛散など、危険が切迫しており緊急度が極めて高い物件が五條地区三十件、西吉野地区十件、大塔地区一件の四十一件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）次に、五條市の空き家を活用しての定住人口を増やす取組について、現在どのような取組がなされていますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十一番藤富美恵子議員の御質問にお答えさせていただきます。

取組につきましては、五條市空き家情報バンクや五條市空き家活用推進支援事業補助金制度がございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）はい。それでは五條市の空き家情報バンクについてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十一番藤富美恵子議員の御質問にお答えさせていただきます。

五條市空き家情報バンクについては、定住促進を目的として平成二十五年度より市内に事務所を有する市に精通した不動産業者と五條市とが協定を締結し、空き家対策に取り組んでいます。

この登録制度は空き家を現地確認した上で紹介できる物件であるかを判断し、市がホームページで空き家情報を公開することとしております。これまで九件の申請がありました。うち七件は消費者と仲介業者との間で合意には至らず、残り二件は所有者から登録の取下げの要望があり、現在は物件の登録はございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）そして、ただいま答弁いただきました五條市空き家活用推進支援事業補助金制度とはどのようなものか、実績についてもお答えください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十一番藤富議員の御質問にお答えさせていただきます。

補助金制度につきましては、市内で空き家の活用を推進する意欲のある地域自治組織、あるいはNPO法人の活動団体に対して五十万円を限度とし活動費を交付できることといたしております。

平成二十七年から五條市の補助金審査会で承認されたNPO法人が空き家無料相談の窓口の開設や広報紙・散らしを作成するなどの活動を展開した結果、三年間で二件の移住が成立しました。

今後市内で空き家の活用を意欲的に推進する団体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）共に実績が低いと思うのですけれども、なぜ実績が上がらないのか、その理由は何でしょうか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十一番藤富議員の御質問にお答えさせていただきます。

実績が少ない理由についてでございますが、五條市空き家情報バンクが登録に至らぬ原因につきましては、不動産価値の低い物件が多いため、協力事業者との連携が進まないためであると考えております。

五條市空き家活用推進支援事業補助金制度においての実績が伸びない原因につきましては、移住希望者等からの需要が大きいと考えられる賃貸物件が少ないというふうなところと希望者のニーズに合った物件が乏しいためであるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）今答弁いただきましたその希望者のニーズに合った物件とは、そしてまた希望者のニーズとはどのようなものですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十一番藤富議員の御質問にお答えさせていただきます。

物件につきましては、言葉はあれですが、ちょっと古い物件でございますので、中がなかなか整理されていないというようなところで、リフォームされている物件がいいというふうなところが多くの方のニーズになっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）はい。過日、厚生建設常任委員会で高知県の禰原町に視察に行っていました。禰原町では移住定住者支援住宅として町が空き家の所有者から空き家を無料で借り受け、水回り等を修理し、町が管理運営を行い、利用料、いわゆる家賃は月一万五千円で移住定住を希望する人に貸すというものでした。期間は十年間で、その間固定資産税は免除、そして町は十年後に家を所有者に返します。そのほかにもお試し滞在住宅、最長六箇月というのもあり、これの利用料は月一万円だそうです。まあ利用料、家賃が安いということだけが移住定住の理由ではありませんけれども、移住定住を希望する人にとって月一万五千円という安い家賃が移住を決めた大きな理由の一つだと思います。空き家を利用するには費用が掛かりますが、禰原町は、修繕費は国庫補助金が五〇パーセント、県補助金二五パーセントを利用して、町の負担額は全体の二五パーセント、トータルで考えて町の持ち出しはゼロということになりました。

移り住んでもらうことにより税金を払ってもらえることから当然税収も増えます。五條市も所有者の高齢化等で空き家が増加しており、そのまま空き家を長期に放置しておくとか朽化が進行し倒壊等が起こり大変危険です。そうならないうちに市は空き家の所有者に理解を求め協力していただけるように働き掛けていただきたい。そして禰原町のように空き家を利活用し、定住人口の増加に取り組んでいただきたいと思えます。

先日、視察に行った高知県の香南町と禰原町の資料を事務局より部長にお渡ししてあります。資料を見ていただけましたか。禰原町の取組いかがでしたでしょうか。部長の感想をお聞かせください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十一番藤富美恵子議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたように、移住者希望の方から賃貸物件希望のニーズに合った物件が少ないというふうなところもございます。そういうふうな観点から、禰原町移住定住促進住宅は空き家を所有者から町が無料で借り入れて入居者に貸すという、また空き家を公的賃貸住宅として再生活用するという事で効率よく運用されているというふうな考えております。

また空き家を資源として有効活用することで、地域の活性化にもつながっていくものというふうな考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）先日テレビで尾道の町をやっております、「尾道の空き家問題に挑む。移住者百五十人以上」と報道されております。五條市にも小規模な修繕により利用可能な空き家が百三十七件もあるということですので、いわゆる禰原方式を参考にして、移住定住を

希望している方々が飛び付くような思い切った策を講じて、今後定住人口の増加につなげていただきたいと思います。部長いかがですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十一番藤富議員の御質問にお答えさせていただきます。

今議員御指摘のことにつきましては、今後研究していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）そして市長、このような議員研修ですが、研究を生かそうと思えば、そして成果を上げようとするならば大事なのは仕事をするのは職員でございますので、議員だけではなく職員も研修と一緒にさせていただくのがいいかと思うのですが、市長の考えをお尋ねします。

○議長（平岡清司）太田市長。

○市長（太田好紀）十一番藤富議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

定住人口を増やすという空き家の活用、先ほどから担当課からもいろいろお話がありました。大変今いろんな取組を全国的にもやっているわけですが、五條市においてもいろいろと今検討を重ね、協議会を作りながら進めているところです。

今藤富議員が言ったように、議員並びに職員も一緒にということでもありますけれども、当然今これだけではないですけれども、若手の育成ということ、若い人たちに、いかにいろんな講習、いろんな形の勉強をさせるということ、全課を挙げてやっております。このことに関しても担当課、また担当課以外のいろんな形の中で、異動も当然ございますので、それも踏まえて勉強するのは大変大事であろうかなと、多方面、全面的な形の中のいろいろな勉強というのは、当然議員も並びに職員も共にやっていくのは大変大事であろうかなと。今後そういう取組を進めていくように各課に下ろしていきたい、そういうふうに思っております。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）次に二番、認定こども園についてお尋ねします。

認定こども園については、平成二十五年度から検討を始め、平成三十年一月に五條市立認定こども園基本整備計画案が策定されました。認定こども園は全市域で三箇所、五條A認定こども園は五條幼稚園を中心に新築、五條B認定こども園は北宇智小学校を改修、五條C認定こども園は阪合部小学校を改修となっておりますが、平成三十年六月に五條市認定こども園基本整備計画が策定され、過日七月十三日に全協で説明を受けたところでございます。

基本計画案では五條B認定こども園は北宇智小学校を改修するとなっておりますが、北宇智保育所を中心に新築すると変更されておりました。これ四年も五年も掛けて検討してきたのですが、わずか五箇月ほどで、なぜ改築から新築になったのかお尋ねします。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

当初、施設の有効活用の観点から、北宇智小学校の改修により五條B認定こども園とする予定でございました。しかし説明会や意見交換会を行う中で夜間の防犯上の不安であるとか、北宇智保育所に隣接する体育館の活用についての御意見をいただきました。再度慎重に検討を行った結果、整備場所を現在の北宇智保育所を中心とした場所に新築する計画といたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） そうしましたら、計画案を策定した当時は施設の有効活用だけを考えて決めたということですか。

そしてその後、説明会や意見交換会で皆さんの意見を聞き、そして変更した。そういうことですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

整備場所につきましては、先ほど申しましたように、意見交換会であるとか、説明会を行う中で地域の方からいろいろな不安な面もあるとというような意見もございました。その中で再度慎重に検討した結果、現在計画を示させていただいております北宇智保育所の場所に新築という事で決めさせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） その説明会、それからそういうところで意見を聞くまでもなく最初に分からなかったのでしょうか。

施設を有効活用するという事は、とっても大切なことでございますけれども、幾ら有効活用といってもあの場所、北宇智小学校は高台にあり、道路も狭いし、冬は凍るし、不便だし、こども園として使うには場所が悪いと、そういうふうには考えられなかったのでしょうか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

内部の検討段階でもそういう意見は上がったのは確かでございます。ただ施設の有効的な活用を行うという面から最初はその場所で施設を整備していきたいというふうにご検討しておったところでございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）夜間の防犯上の不安、こういう理由もある中で、当時なぜ北宇智小学校を認定こども園として選んだのか大変不思議でございました。

私は今ある施設をできるだけ有効活用して、新築は控えるべきであるというふうには思っております。しかしながら、その何と申すのか、五條B認定こども園、これ四年も五年も掛けて検討してきたわけです。当然そんな中で意見も出てきているわけですから、わずか五箇月ほどで新築に変更したということは、これ部長、先に市民の皆さんからしっかりと意見を聞かせていただければ、このような変更はなかったと思うんですね、もつと選択肢も増えていたと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員おっしゃるとおりそのような選択も当初からできたのではないかとすることは考えられるのですが、できるだけ施設を有効に活用して収支というのですか、予算の方もできるだけ抑えていきたいというような考えも当初ございました。そのような中で、初めは北宇智小学校を改修するのが良からうかということを決めさせてもらったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）したら最初は考えておられたのですね。苦渋の選択であったというか、検討に検討を重ねた結果そういうことになったと、そういうことですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

検討の段階の中では北宇智保育所の奥に市有地があるというのも分かっておりますので、そこでの新築ということも考えたわけでございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）今後何事に付け、事前に粗方決まってからではなく、事前にしっかりと市民の皆さんの意見をよく聞いていただきたいと思えます。

それから次に、主に宇智野保育所と北宇智保育所を対象にした五條B認定こども園を北宇智に新築するということですが、なぜ宇智地区ではなく北宇智地区なのか。今一度、質問させていただきます。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

認定こども園の立地配置につきましては、五條市認定こども園整備推進実施委員会で検討の結果、市北部の東西に二箇所、市南部に一箇所整備することが適切であるとの結論となりました。宇智野保育所の近くには五條A認定こども園を整備することに加え、私立の保育所があり、私立とのバランスを考慮する必要があります。

また北宇智保育所は京奈和自動車道の五條東インターに近く市外への就労者が利用しやすい位置にあるとともに、逆に市外からの就労者に伴う園児の受け入れも想定できることから北宇智保育所地に整備することといたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 今、市外への就労者が利用しやすいとのことでしたが。

今現在、市外へ勤務されている方の園児、北宇智保育所をどれぐらい利用していますか。

○議長（平岡清司） 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一） 十一番藤富議員の御質問にお答えします。

北宇智保育所に現在五十七名の児童の方がおられます。

内訳としまして、一歳児が四名、二歳児が七名、三歳児が十二名、四歳児が十五名、五歳児が十九名の内訳となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 今私が聞かせていただきましたのは、市外への就労者が利用しやすいという部長の答弁でしたが、今現在市外へ勤務される方の園児、市外に勤務される方の園児が北宇智保育所をどれぐらい利用されていますかという質問でございます。

○議長（平岡清司） 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一） 十一番藤富議員の御質問にお答えします。

その数字については、今手元にございませんで後刻報告させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

- 議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。
- 十一番（藤富美恵子）人数が分からないということなんですけれども、おられますか。
- 議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。
- あんしん福祉部長（平田耕一）十一番藤富議員の御質問にお答えします。それにつきましても、今手元に資料がありません。後刻御報告させていただきます。
- 以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）
- 議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。
- 十一番（藤富美恵子）そうしましたら、次に市外からの就労者に伴う園児の受入れ、今部長から答弁ございました。これも今現在、市外からの就労者に伴う園児はどれぐらいの人数、北宇智保育所は受け入れていますか。
- 議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。
- あんしん福祉部長（平田耕一）十一番藤富議員の御質問にお答えします。現在、市外から受託と言われる児童は一名でございます。
- 以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）
- 議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。
- 十一番（藤富美恵子）一名ですね。
- そうしましたら、今後市外からの就労者に伴う園児の受入れですが、どれぐらいの人数を想定していますか。この五條市認定こども園整備推進実施委員会で話し合われて決めたということですが、どれぐらいの人数を想定していますか。お答えください。
- 議長（平岡清司）松井教育部長。
- 教育部長（松井和永）十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。
- まだそのあたりまで、定員もはっきりと決めておりませんので、どれぐらいという想定まではできておらないところでございます。
- 以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）
- 議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。
- 十一番（藤富美恵子）定員は余り関係ないと思うのですけれども。
- 今回決定するに当たり、今部長が答弁された市外への就労者が利用しやすい、どれだけ利用しているかとか、市外からの就労者に伴う園児の受け入れ、これ一名あると聞かせていただきました。

今後、どれぐらいの人数を想定するとか、その中で話し合われたり調査はされなかったのですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

調査はしておりません。ただ京奈和道も開通をいたしました。また北宇智工業団地、あるいはテクノパーク・なら等に就労に来られている市外の方もたくさんおられます。そのような方の利用が見込めるのではないかとということで、今計画をさせていただいたところでございます。以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） たくさんの方が働きに来ておられても、その働きに来ておられる方の年齢なんです、子供を園に預ける若いお母さん、そんな方がどれぐらい来ていただけるかということで、おじいちゃん、おばあちゃんが働きに来ていても孫さんを連れて北宇智保育所には預けないと、だからどれぐらいの若い対象となるお母さん方が働きに来ておられるかということが大事なと思います。

そしたら、それでは五條市認定こども園整備推進実施委員会の委員の人数をお尋ねします。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

委員は十名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） その十名の委員の中に、子供を幼稚園・保育所等に通わせている、また今後通わせる予定の若い女性、お母さん、そういう年齢の方はおられますか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

三名おられます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） その三名の方、大体年齢は幾つくらいですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

年齢まででは私の方では把握はしておらないのですけれども、PTA連合会の幼稚園の代表の方、それと公立保育所の代表の方と未就園児の保護者の代表の方というところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）はい、分りました。

それで、幼稚園・保育所・こども園というのは学校のように校区制はありません。自由に選べます。宇智地区と北宇智地区だけを考えた場合はそれでもいいかも分かりませんが、しかし今後人口が減少することから、五條市全体を考えた場合、将来においても五條市の皆さんが、みんなですよ、五條市みんなですよ、五條市の皆さんがより通園しやすい、送迎のしやすい場所ということであれば、五條市の中央寄りの宇智地区に建てる方が良いというのが私の考えです。

過日、中央公民館での説明会でも同じ意見を言われていた方がおられました。いずれにしろ現幼稚園・保育所は耐震ができていないため、新築あるいは増改築については早急に行うべきであると申し上げておきます。

そして、過日の全員協議会のこととございますけれども、五條B認定こども園は北宇智小学校を改修するとなっておりましたが、北宇智保育所を増改築するという答弁がありました。そしてまた北宇智保育所を増改築するよりも新築した方が安いという答弁もありました。教育長も部長もその場におられました。今後このような間違った答弁をすることがないようにしていただきたいと思っております。教育長、お答えいただけますか。

○議長（平岡清司）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

今御指摘いただきました北宇智小学校を使用する、また北宇智保育所を新築するということにつきましては、一定のお金の部分でどれぐらい掛かるのだろうかという点も考えたのは当然でありますけれども、一つ、重点的に捉えましては、先ほどからありましたけれども使っていくとなれば使うことのしやすいところ、また利便性の高いところに持つていくべきだというのが結論として考えたところであります。

金額的には新築という部分で設定をしておりますけれども、改築するのかなりたくさん費用が掛かる、同じようにやるのであればより有効なものにしたい、これが最終的な結論として考えたところであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）経緯経過についてはよく分かりました。とにかく間違った答弁をされたことで、私そのまま取りましますので、ああしたら北宇智保育所を増改築してそれでそこに建てるのかなと、そしたら金額はどれぐらいですかと聞かせていただいたのですけれども、金額は分らない。しかし北宇智保育所を増改築するよりも新築する方が安いという答弁をされておりましたので、私も全然分らないものですかああそうなんやと、今回それも質問させていただこうかなと思つたのですけれども、ちよつと会議録を調べました。教育委員会はそんなことは言つてないと思うというようなことでございましたけれども、調べさせていただいたら、ちゃんと言つておられましたので、今後そういうことがないように気を付けていただきたいと思います。

○議長（平岡清司）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

遺憾なところそういうような答弁があつたこと、大変申し訳ないと思つています。十分考えながら、そういったことがないように今後検討します。

それからもう一点は、費用の方がどれぐらいになつていたのかも一度正確にきつちりと押さえて、後刻報告をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）ありがとうございます。

それでは最後に、五條市の財政状況についてお尋ねします。

太田市長の約七年半に建設された施設等について、また建設費についてもお尋ねします。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十三年の市長就任後、現在までの七年半の期間に建設されました主な施設等は、平成二十六年度しゅん工の新し尿処理施設クリーン・オアシス十四億五千四百四十九万五千円、平成二十八年度しゅん工の五條市総合体育館シダーアリーナ二十三億五百四十七万六千円のほか、一部事務組合等の五條市負担金については平成二十八年度までの運用費を含んだ額でございますが、やまとクリーンパーク約二十八億四千八百六十一万六千円、南奈良総合医療センター及び五條病院等約二十八億三千三百六十九万九千円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）次に現在建設を進めている事業についてお尋ねします。建設費についてもお答えください。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、建設等を進めております主な事業といたしましては、平成三十年度にしゅん工を予定しております（仮称）木質チップ生産施設整備事業、ごみ中継施設整備事業、平成三十一年度にしゅん工を予定しております花咲寮整備事業、防災力強化棟建設事業、平成三十二年にしゅん工を予定しております新庁舎建設事業、きずみ館大規模改修事業、平成三十二年及び平成三十三年にしゅん工を予定しております認定こども園整備事業並びに小・中学校の規模・配置の適正化事業等でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）それでは今後予定している建設事業等についてもお尋ねいたします。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）十一番藤富議員の質問にお答え申し上げます。

今後の事業といたしましては、（仮称）二見川端近隣公園整備事業及び（仮称）二見地区コミュニティセンター建設事業、また現庁舎跡地整備事業等を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）これまでいただいた答弁の中に図書館はございませんでした。昨日、伊谷議員が図書館について質問されておりましたが、御存じのように五條市の図書館は奈良県で一番最初に建てられた図書館でございます。図書館は小さな子供から高齢者までが利用する生涯学習の場でございます。五條市に図書館があるにもかかわらず、大淀町の図書館に行っておられる方が実にたくさんおられます。五條市に図書館があるのになぜ大淀町に行くのか、そこが問題です。

市長、新しい図書館は五條市に必要でございますので、是非建てていただきたいと思うのですが、図書館の建設について、市長にお尋ねいたします。

○議長（平岡清司）太田市長。

○市長（太田好紀）十一番藤富議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

昨日の伊谷議員のときも、この図書館の話がございました。大変図書館は必要であるという認識はしております。しかしながら今現在、新庁舎建設に向けて鋭意努力しておりますので、今後いろいろ協議を立ち上げて、そして今後、財政状況を鑑みながら図書館の方向性というの

も考えていきたい。特に今の庁舎が移転したときにおいてこの場所が残っている。昨日も一つお話ししましたけれども、候補地の一つとしてここも図書館の一つの有効な場所です。ただし、もう図書館という位置付けといいますか、先ほど藤富議員が言ったように、生涯学習の一環ということで、図書館だけではなく子供たちが勉強も学び、またいろんな形の中での一つの形を作り上げていくのと、ましてここは本町一目一番地という由緒ある地番でもございます。そういう形の中では歴史にも司るそういう展開も考えていかなければならない、総合的な形の中で今後いろいろ協議を重ねながら財政状況を鑑みながら、今後特に、今古いと言われておりますので、そこらを踏まえて子育て支援、もうこれからは特に一生懸命学校適正化もやっていく中において、当然必要だということは認識しておりますけれども、あとはその優先順位を踏まえながら今後進めて考えていきたい、そういうふうを考えております。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）図書館の建設、よろしくお願いいたします。

実は私、新庁舎の中に図書館ができると聞いておりましたので、今回質問させていただきました。

次に、五條市の現在の財政状況を理事にお尋ねします。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）十一番藤富議員の質問にお答え申し上げます。

現在の財政状況のお尋ねでございますが、本定例会で決算の認定を御審議いただくことになっております平成二十九年度決算での財政状況では、実質収支が約一億二千二百万円の黒字、一般会計の基金残高は定額運用基金を除き約五十六億七千百万円、起債残高は二百六十五億一千八百万円となっております。

また市の財政運営のよりどころとなっております財政健全化法の各指標は国の示している範囲内に留まっている状況でございます。ただ、市財政のゆとりを示す経常収支比率は九九パーセントとなり、硬直化が進んでいる状況でございます。

今後数年間におきましては、大規模事業が予定されておりまして一時的に市債残高の増加が見込まれますので、国・県等の補助金の確保なり、不用不急の経費の見直し等により一般財源の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）今ちょっと答えていただきましたけれども、それでは今後五年先、十年先の財政状況はいかがでしょうか。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市を含みます地方公共団体の多くは国からの地方交付税や交付金等に依存せざるを得ない財政構造となっておりまして、必然的に国の動きや景気動向等に大きく影響されるものと考えております。このことから、五年、十年先の財政状況を正確に見通すことは非常に困難ではございますが、収支状況を短期的・中期的に注視しながら効率的な行政運営に努めていく上におきましては、市民生活に重大な影響を与えるような危機的状況に陥ることはないものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）建設費だけではなく、不用となった建物、これは解体撤去費用というのが生じてまいります。今現在、分かっている範囲でお答えいただけますか。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、判明しております解体撤去費用でございますが、既に実施しております衛生センターにつきましては、二億四千七百六十五万七千円、みどり園につきましては三億九千二百二十三万八千円、中央体育館につきましてはあくまで概算ではございますが四千六百万円、五條幼稚園につきましては、これも概算ではございますが四千七百万円、北宇智保育所につきましては、これも概算でございますが、二千九百万円と考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）それでは最後に市長にお尋ねします。

五條市の財政、大丈夫でしょうか。

○議長（平岡清司）太田市長。

○市長（太田好紀）十一番藤富議員の質問にお答えを申し上げます。

財政は大丈夫かということでありますけれども、市の財政状況の見通しにつきましては、先ほど理事からも答弁させていただきましたとおり、決して財政に余裕があるとは言えません。私たち今、国の交付税やまた交付金に依存しているのが現状であろうかなと。いかに市のお金を持ち出さないように国や県のいろんな制度を使って補助金、また起債を使ってより効率的に市の財源を確保しながら、そしてできるだけ市のお金を持ち出さないような形で今日までやってきましたけれども、それ以上にやはり国や県の力を借りながら、今後も連携をしながら進めてい

く、これが大変大事であろうかなというように。ただ今言ったように、楽観視はできませんので、今後も引き続き毎年毎年の決算を十分精査しながら一つひとつ着実に、また理解の得られるような形の中の財政運営をするべく努力してまいりたい。しかしながら簡単なものではないので、そこらは毎年毎年の精査をしながら、一つひとつ検証してやっていく、それが大変大事だろうかなというふうに思っております。

更なる努力をしながら、財政運営に鋭意努力してまいりたい、そういうふうと考えております。
以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）当然のことながら不用不急な事業はやらない。そして今市長からも答弁ございましたように、くれぐれも危機的状況に陥ることのないように、計画的に持続可能な安定した財政運営に努めていただきたいと思います。
終わります。

○議長（平岡清司）以上で十一番藤富美恵子議員の質問を終わります。

昼食のため、一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十一分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。
一般質問を続けます。

次に十二番大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。
まず、一、障がい者雇用促進法と対策についてでございます。

その（一）障害者雇用促進法について。御存じのように障害者雇用促進法は憲法第二十七条に基づいて法律が作られました。したがって、憲法第二十七条を読み上げておきますけれども、「全て国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。賃金、就業時間、休息その他の勤労条件

に関する基準は、法律でこれを定める。」児童は、これを酷使、酷く使ったらいかんという、酷使してはならないと、憲法二十七条はこうなっているわけですね。これに基づいて障害者雇用促進法が作られたわけですね、法律の大体の内容のポイントを申し上げますと、国や地方自治体、民間企業などは労働者の一定割合以上の障害者を雇用することが義務付けられておるわけですね。

今年の四月から新たな割合がスタートしておりますけれども、その割合を明らかにしますと、国と地方自治体は二・五パーセント、民間企業は二・二パーセントと、こういうふうになっているわけですね。このように法律がありまして、そしてその障害者を雇用するときの雇用の基準は原則として障害者手帳を持っているかどうかを確認することになっております。しかし例外として障害程度の等級を記した指定の医者、産業医の診断書、意見書での掌握も認めているということになっておるわけですね。こういう法律の内容のもと、この間皆さん方も御存じのように国の省庁始め全国の県に至るまで大変な水増しが行われてきたということが明らかになりました。

国の方はどうかということをおきまして、今日日本の政府の中には厚生労働省とか省、庁が付く機関が三十三機関あります。そのうちの二十七の省庁においてこの障害者雇用の水増しを行っていたということが、国会議員の調査で分かっております。我が奈良県ではどうかと言いますと、奈良県においてもこの間の新聞報道では知事部局で七人、教育委員会で五十四人、計六十一人の水増しがあつたということが明らかになっているわけですね。したがしまして、質問しますけれども、五條市には障害者雇用水増しがあつたのか、なかったのか答弁していただけますか。

○議長（平岡清司） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

本市におきましては、そういった水増しはございません。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） そしたらですね、この障害者雇用法で定められております、五條市の法律で定められた雇用人数と現在五條市が雇用してきている人数、これをちよつと明らかにしてくださいませ。

○議長（平岡清司） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど議員の方から御紹介いただきましたが、いわゆる地方公共団体に求められております法定雇用率は二・五でございます。

本市の現在の法定雇用率は二・六四でございます、それを上回っておるところでございます。

また現在の雇用人数は九名というふうになってございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）雇用人数はね、この障害者雇用法で定められた人数は五條市の場合は何人で、そして現在の雇用人数、この両面を答弁してください。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

市に求められておりますのは雇用率でございますが、人数ということでは私は把握してございません。

現在の雇用数は、再度の答弁になりますけれども九名でございますが、法定雇用率は二・六四、自治体に求められております二・五を上回っているということで御理解賜りたいと思います。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）そしてら厚生労働省から五條市へ下りているガイドラインがあると思うのですけれども、そのガイドラインの内容の重点的な点で答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

障害者の雇用促進等に関する法律では、プライバシーに配慮した障害者の把握・確認内容ガイドラインが、議員ただいま御指摘のとおり厚生労働省から示されておるところでございます。

このガイドラインの具体的な項目でございますけれども、障害者手帳・療育手帳、又は判定機関の交付する判断書、精神障害者福祉手帳の確認、あるいは写しなどの書類の備え付け、こういったことが示されておるところでございます。

本市におきましては、先ほども申し上げましたように当該ガイドラインに基づきまして、適正に手続を行っておりますところでございます。

なお、こういった書類の確認でございますけれども、例年年末でございますが、年末調整の書類等の提出がございます。その折を通じましてこういった諸々の書類を確認しておりますということでございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）国や県の障害者雇用の水増しの原因は、これから国会では国会議員、県会では県会議員の皆さん方の努力で追及されていく

と思えますけれども、五條市におきましても現時点での答弁では水増し雇用はないということでありませけれども、厚生労働省のガイドラインの中にはやはり水増しにつながるようなあやふやな指導内容も含まれていると言われますからね、そういった点があれば、やはり厚生労働省、国の方に、これは不十分ではないかということを五條市としても県を通じて意見を上げるとこの態度で臨んでいただく、これが重要ではないかというふうに思います。今後においてはね、今申し上げましたように法律を守らなければならない国や県がですね、これだけの水増しをおったということは大変情けないことでもありますけれども、これを正すためには、日本の全国の自治体がやはりしっかりと、あかんことはあかんと言を上げていくことが非常に重要だと思っておりますので、その点で頑張っていたいただきたいというふうに思います。

次、二番、多額の税金を必要とし、遠距離になる学校適正化及び認定こども園計画の見直しについて。

(一) 子供たちの現状と教育の問題点及び改革について質問をいたします。まず今、日本の中の小・中学校の皆さん方の現状はどうかという事で申し上げますけれども、私が申し上げる根拠はこの夏、八月十一日から三日間掛けて長野県の長野市で教育研究全国集会が開かれました。この主催は全日本教職員組合を始め幾つかの団体の皆さん方で申し上げますけれども、参加されている皆さん方は教職員、保護者そして教育に関係する大学の教授、そして小・中学生やら高校生といった関係者全て集まりまして、この教育研究全国集会をされました。その中の皆さん方の報告をもとに明らかにしておきたいと思えます。

まず、びっくりすることは、教師の皆さん方から報告があつたのですけれども、「人生に疲れた」と答えている小学校六年と中学生一年、二年、三年の皆さん方が非常に多いと、そしてその人生に疲れたと答えている子供さんたちの中で、「自分のことをだめな人間と思う」と答えている方々が七割もおるということですね。大変心配な状況になっております。そんな中で、不登校、登校拒否、いじめ、自殺も起こっているのも皆さんも御存じであります。

こういったことが起こる原因はどこにあるかということを我々政治に携わる者は、これはもう掌握していかなあかんと思うのですけれども、私は今の文部科学省の学習指導要領、その他の指導に基づく現在の教育の中にその原因があると判断しております。今現在、小・中学校の学校教育で余り評価できない面が幾つかあります。それを申し上げますと、まずは、全国学力テスト、これは小学校六年生と中学校三年生の皆さん方に国語、算数、数学、理科、こういう科目で一齐にテストをしております。その全国学力テストに併せて各都道府県の自治体の独自のテストも増えて、今子供たちはテストに追われテスト漬けになっているというのがこの全国集会での報告であるのですね。

またもう一つ問題と思われるのは、いわゆる道徳ですね。道徳の学習は小学校では今年の四月から始まっていると思うのですね、中学校はこの間教育委員会が道徳の教科書を選定されましたからこれから始まると思うのですけれども、この内容について先生方の意見としては、子供たちの実態に即さない内容ではないかと、また本当の意味での道徳的な判断が付かないというような道徳の教科書になっているのではないかと言われております。

一つ問題を明らかにしておきますと、この道徳の評価の中で、これから中学生は通信簿と同じように評価されると思うのですけれども、その中に「あなたは日本をどれだけ愛していますか」という愛国心の評価を四から五段階に分けて記入しなさいと、こうなっているわけです。

もう皆さん、日本国憲法、戦後の民主的な憲法が制定されたわけですから、その中には思想・信条の自由、一番大事なことがちゃんと、自由を保障されているのです。ところが学校の道徳の学習に関しては、愛国心をどの程度持っているかということ、これを通信簿に書きなさいということで先生に指示しているわけです。憲法で保障されている自由を侵すような内容ではないかと思えます。先生方もこんな評価、難しくできないということで大変だということ報告されていますね。

もう一つ問題なのは外国語の教育ですね、今までは小学校の五年、六年の皆さん方が英語に触れるという程度の学習で、いわゆる通信簿はなかったわけです。それが小学校五、六年は教科書で先生方が評価して通信簿に記入せなさいということになって、今度から小学校三、四年生の皆さん方が今まで五年、六年の皆さん方がやっていた英語に触れるという通信簿はありませぬけれども、触れるという学習をまた始められるわけですね。このように英語専門の大学の教授でも、小さい頃から英語に触れたらそれだけ上手になれるということではないと、まず日本語をしっかり覚えてもらってこそ英語も分かるようになるということ、大学の英語の専門の先生でもそれを指摘しているのです、国会で。それでも現状はこうやられているわけです。

もう一つ問題は、やはり健康にとって部活は大事ですけれども、行き過ぎた部活、これがやっぱり競争競争で、正常な部活じゃなしに行き過ぎた部活が全国的に広がっていると。この部活の苦しさから不登校になった子供のことが載っていましたけれども、それを紹介しておきますと、「厳しい練習やその疲れで勉強に集中できなくなったけれども、みんなが努力しているので学校でも家庭でもしんどいと言えなかつた。」ということ、不登校になっているわけですね。こういうふうには、何ぼ健康に大事な部活でも過ぎたらあかんわけですね。過ぎたら子供をだめにしてしまうと、そのほかいろいろありますけれども、こういう今文部科学省の学習指導要領のもとでやられている一番大きな問題の全国学力テストを始めとするこういうことが、今子供たちに「人生に疲れた」、「自分のことをだめに思う」というような、そういう心境にさせているのではないかと私は思いますね。だから学校の適正化、認定こども園も大事ですけれども、今現実に起こっている問題を解決するということが、これが緊急に我々は取り組んでいかなければならないのではないかと、このことを申し上げたいと思います。

こういったことで、教師の状況ももう大変、この間テレビでも世界の中で一番忙しいのは日本の教師だというふうに報道されているわけですからね、この解決に取り組まなければならないと。

この間、生駒市でも教師の調査をされておりませんが、この中でも結果が出ておりますように教材研究の時間と教育実践の自由がないと、忙し過ぎてね。そういうことがこの間新聞報道でもされておりますからね、やはり憲法と子供の権利条約等々に基づいた子供たちのすくすくと育つ、伸び伸びと育つ、そういう学校教育に改革していかなければならないのではないかと、このことを申し上げまして、今申し上げます

したことは五條市でも同じことが起こっているという意味で言ったんではありませんよ。しかし文部科学省の方針は全国統一方針ですからね、だからこれに共通するような状況もこの五條市でも起こっているのではないかと思いますけれども、この点の改革、教育改革が非常に大事だと思えますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

昨今の時代の変化は著しく、子供たちがこれから未踏の時代をたくましく生き抜いていくためには、主体的に物事を解決しようとする力を培うことが必要です。そのためには基礎・基本となる学力・体力を土台にしつかりとした資質や能力を身に付けるとともに、これからの時代に求められる力である主体的な課題を発見し解決に向かう力や、新たな視点に立って物事を築く創造力、チャレンジ精神、豊かな感性などを育成することが重要となってきます。

本市においても学校教育の大きな目的として、子供たちに確かな学力を身に付けることが重要であると考えます。そのため学校における義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることを目的として、小学校四年生から中学校三年生を対象に学力学習状況調査を実施しています。

各小・中学校ではこの調査結果も含め、あらゆる角度から各児童・生徒の全般的な学習状況の改善に努め、自ら学ぶ意欲を喚起するような授業づくりや、主体的で対話的で深い学びの視点に立った授業改善を小・中合同による研修を通して進めています。

以上、答弁とさせていただきます。（「二十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 適正化の目的、理由の中にも時代の変化というのが入っていますね。今時代の変化、この日本における時代の変化を見てください。いいことばかり変化していますか。悪いことの方が多いいん違いますか。一つはいわゆる先ほどの障害者雇用増し問題でも明らかになりましたように、法律を守らないかん政府がこれだけの大きな問題を起こしているわけです。大企業では長時間働かせて残業代も払わないというようなことも起こって、自殺も起こっているわけです。そしてまだまだたくさんありますけれども、この間から東京医科大学で入試テストの女性差別もありました。この大学は裏口入学もしておったということも新聞に載りましたわね。こういうふうにはやっぱり今の日本の変化を見たら本当に良い変化は少なくて悪い変化は多いわけです。だからこういう変化にも巻き込まれずに頑張っていく人間になってもらおうと思ったら、体力・精神力・能力も大事ですけども、人間性、この人間性をやはり維持していただく、こういう子供の成長が今必要ではないかと思えますね。だから時代の変化の中にも悪い変化にとらわれずに、いい方向に世の中を変えていく、そのための人間性の持った子供を育ててもらうという、このことに今腰を据えて五條市で言えば教育委員会、国で言えば文部科学省、そして全体の政治家がやはり一番目配

りしなければならぬことではないかと思ひます。その点でひとつ頑張つていただきたいと思ひます。次に進みます。

遠距離通園・通学による時間的負担と送迎体制についてということでございますけれども、今回の学校適正化、認定こども園というこの計画は、いろいろ目的は言われておりますけれども、その中でも一番の目的は小・中学校の子供たちの人数を一学年二ないし三学級にする、そして一学級当たりの人数を十五人から二十人ですか、そういう数を整えることが一番重点に置かれた計画だと私は思うのです。認定こども園もそうですわね。子供さんたちの人数をそろえるという、このことに一番重点を置かれた認定こども園計画、教育の内容も多少は変わっておりますけれどもね。だからそういう計画のもとで今皆さん方が一番最近の計画を発表した中で見てみますと、大塔町と西吉野町の小学生は野原中学校まで通学しなければならなくなるわけですね。そして大塔町と西吉野町の中学生は現在の五條中学校まで通学になるわけですね。小学生で野原中学校、中学生で五條中学校まで、大塔町の子供たちは今大塔町の宇井から西吉野の小学校まで、中学校まで、大体私が聞きますと五十分掛かっていますね。西吉野町の小・中学校からこの野原中学校、五條中学校まで、私週に一回は西吉野まで走っていますから時間を計りましたけれども大体十五分から二十分掛かりますわね。これ冬場、雪など降つて凍結したらもつともつと時間掛かりますわね。やっぱり一時間半、いい天気の日で一時間半ぐらい掛かるん違いますか、五條中学校まで。これ片道だけです。往復したら三時間ですよ。大塔町の子供たちは。西吉野町の皆さん方はもうちよつと少なくなるかもしれませんが、毎日三時間通学にとられて、そして中学校は一年から三年間通わないけません。小学校は一年から六年まで六年間、合計九年間ですね。これだけ通学に多くの時間をとられて、それで健康が維持できますやろかね。まず勉強も大事ですけども、健康はちよつとずつ強化されるような、そういう身体づくりをしていかなあきませんね。ちよつとずつ健康が損なわれて病気になるようなそういう学校の体制ではあきませんわな。いけますかこれ。一遍皆さん方の見解をお聞きたいと思ひますけれども。大塔町・西吉野町の小学生、野原中学校まで、五條中学校まで通うのは片道何時間と皆さん方は計算されておりますか。送迎は基本的にはどうされるのか、ちよつと答えていただきたいと思ひます。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

学校適正化によつて西吉野小学校が野原中学校校舎へ通学することとなり、西吉野小学校区は現状より通学距離が約四・五キロ延び、時間で約七分多く掛かることとなります。

また西吉野中学校も五條中学校校舎に通学することから現状より通学距離で約八キロ、時間で約十五分多く掛かることとなります。

一番遠い大塔地区からは通学時間として小学校で五十分程度、中学校で五十五分程度と見込んでおります。

通学時間は文部科学省の基準の一時間以内となっておりますが、通学時間、距離とも増加することに配慮し、できるだけ児童・生徒の負担に

ならないよう通学できる体制を整えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今の答弁、小刻みな答弁でしたから分かりにくいですが、もう一度お聞きしますよ。大塔町の小学生は野原中学校までですやろ、大塔町の中学生は五條中学校までですわね。その片道のトータルの時間は皆さん方、何時間と計算していますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

大塔地区から野原中学校までは五十分、大塔地区から五條中学校までは約五十五分と見込んでおるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）その時間で走ろうと思ったら冬の雪やら凍結、信号を計算から外さんことにはその時間では来れないと思いますよ。ちょっと正確さがないのかなという感じはします。だからやっぱり子供たちの一学級当たりの人数をそろえることも大事ですけども、今皆さん方の子供たちの人数をそろえようと思ったら今明らかにしたように、五條市の一番端の大塔町から橋本市に近い五條中学校まで通ってもらわないかんわけです。これで適正な学校教育と言えるかどうかですね。だからやっぱり今大事なことは小学校一年、中学校三年までのまだまだ人生これからという子供たちにとってこれでいいかという、子供たちの立場に立ってよく判断せないかんのではないかなと思いますね。人数をそろえるのも大事ですけども。

先ほど聞き忘れましたけれども、そしたらね、認定こども園では西吉野幼稚園は阪合部小学校までということになりますけれども、この西吉野町の一番遠いところから阪合部小学校まで、車で送迎させてもらったとしてどれぐらい掛かりますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

西吉野幼稚園通園バスの五條C認定こども園整備に伴う通園距離、時間でございますが、現行の運行経路と比較した場合、阪合部小学校、こちらは五條C認定こども園までの通園時間は約十三分、距離で約七・五キロ延びることとなります。

今後、通園バスについては保護者の利用意向を尊重しながら運行について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今七・何キロと言われましたけれども、それは現在の西吉野幼稚園から阪合部小学校までの距離ですわな。西吉野町は広いんですわ。一番奥の方はね、もつと遠いところから今現在西吉野幼稚園に来てはると思うのですね。だからそういうトータルの時間でやはり計算しなければ保育所・幼稚園の子供さんの年代はもう御存じのように、皆さん、一歳から五歳か六歳でしょう。やっぱりまだまだ子供たちの方からしんどいとか痛いとか、まだまだ言にくい年代ですわ。だからやっぱり教育委員会、我々大人の方から一歳や五歳までの間の子が西吉野町の奥から阪合部小学校まで通わせるというのはいいかどうかです。何ぼ人数をそろえるということであっても、そういうマイナス面まで犠牲にしてまで何年、何十年と続けていいのかという、子供の健康をもう少し重要視した認定こども園の計画にせなあかんと思いませんね。

次の質問にいきますよ。

学校適正化及び認定こども園計画に伴う改修及び新築費用と財源対策ですわ。皆さん方の一番新しい計画で言いますとね、学校適正化では改修が四箇所あります。A学園小学校は現在の野原中学校を改修、A学園中学校は五條中学校を改修、B学園小学校は宇智小学校を改修、B学園中学校は五條東中学校を改修と、適正化の中でも改修が四箇所出ていますけれども、この改修のそれぞれの改修費用といわゆるその財源、そして認定こども園の方を見ますと、新築が二箇所、改修が一箇所あるわけですね、五條A認定こども園は五條幼稚園を新築、五條B認定こども園は北宇智保育所を新築、五條C認定こども園は阪合部小学校を改修とあるわけです。これもそれぞれ別々に新築費用、改修費用を明らかにして、トータルで幾らになるのか、これを答弁してくれますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、学校適正化の方からお答えをさせていただきます。

学校適正化の学校統合に係る校舎改修等を含んだ総事業費はあくまでも試算ですが、A学園中学校で約二億二千万円、A学園第二小学校で約三億九千万円、B学園中学校で約四千万円、B学園小学校で約一億一千万円と総額で約八億円と見込んでおります。

財源につきましては、国庫補助金等で約二億三百万円、地方債で約五億五千二百万円、一般財源として四千五百万円を見込んでおります。

続きまして、認定こども園についてでございます。認定こども園の整備に係る園舎新築等を含んだ総事業費は、こちらにもあくまでも試算でございますが、五條A認定こども園で約九億円、五條B認定こども園で約六億五千万円、五條C認定こども園で約四億五千万円、総額で二十億円と見込んでおります。財源につきましては国庫補助金等で、約一億五千万円、地方債で約十六億五千万円、一般財源として二億円を見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）財源は詳しく答弁がなかったですけれども、国・県の補助金等過疎対策事業債を全て活用してやるということですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員お述べのとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この間、五條市は合併後、過疎対策事業債を活用していろんな事業をしていますけれどもね、過疎対策事業債を一番多く活用できたのは、平成二十八年の二十八億二百万円ですね、一年間でね。だからこの学校適正化は平成三十五年期限をめどにしているわけがありますけれども、認定こども園は平成三十二年をめどにしていますね。適正化で合計八億何ぼ、認定こども園で約二十億数千万円ということでございますけれども、やはりこの間それぞれの議員からも質問されておりますように、ほかにも過疎対策事業債を活用した事業がたくさんあるわけですね。今進めております新庁舎の建設の中でも、過疎対策事業債の活用できるところは過疎対策事業債を活用するということが進めておるわけですが、新庁舎の建設での過疎対策事業債の活用予定額は今どれぐらいになっていますか。答弁してくれますか。

……………（「それはまた、あとで結構ですわ。」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）そういうふうには、新庁舎の中にも過疎対策事業債の活用が入っているわけですね、この間の答弁でも何遍も聞いていますからね、だから適正化で平成三十五年限度、認定こども園で平成三十二年ですからね、あと丸二年ぐらいしかないわけですね。その中に認定こども園二十億円要るわけですね。これだけの財源を使って新築、改修してまで認定こども園にしても、子供たちの人数をそろえる必要があるのかどうかということですね。やっぱり先ほど申し上げましたように、一歳から五歳くらいまでのまだこれからの子供が、通園するのに西吉野町の奥から阪合部小学校までと、これはもう大変です。だから子供の負担も大きいし、一度に認定こども園ではわずか二年で二十億円、適正化では平成三十五年ですけれども、八億円から九億円という財源が必要となるわけですから、五條市全体の人口減少対策、子育て支援、若者の定住、いろんなことを実現させようと思つたらまだまだ財源が必要となるわけですから、この学校適正化も認定こども園ももう少し子供さんの人数を整えられなくても、これだけ学校を減らす、保育所・幼稚園を減らすということのない計画に見直すべきではないかなということ強く申し上げておきたい。

特に西吉野小学校については、いつも一生懸命頑張っている柿のことが、柿の収穫前に新聞に載っていますけれども、これもこの前の新聞

で農林水産省に農協の皆さんやら五條市長も参加してはりますけれども、西吉野町は後継者が育ち今後素晴らしい柿を生産していきたいと、こういうふうに言われているのですけれども、西吉野町に小学校・中学校が全部残ってこの後継者を育てることがこれからもずっと維持できるかどうかですね。これもやっぱり考えておかなあかんの違いますか。むしろ外に住んでいる子供たち、若い子が西吉野町に移住して柿の仕事で頑張りたいというような移住してでも来ていただかないかん状況のもとでも、この小学校・中学校がなくなつて果たして移住してくれるかどうか、この点も厳しいと思いますね。

だからやっぱり人数がそろえられたというメリットはあつても、今申し上げましたように、小さい子供に遠いところを通園・通学してもらわないかんデメリット、また地域の活性化に悪い影響を及ぼすのではないかとというデメリット等々を考えたら、現在の小・中学校の適正化の内容、認定こども園の内容は余りにも厳しすぎるのではないかなというふうに思います。

もう御存じのように、阪合部小学校のPTA会長始め関係者から「学校適正化基本計画について、下記の点に反対します」という要望書も出ておりますわね。こういったことも、皆さん方将来を真剣に考えた上で、真剣にまとめられていますわね。私らの気が付かないようなことでもまとめられていますわ。だからやっぱりこのままの計画を推し進めていくのではなしに、奥地大塔・西吉野の皆さんやら関係者の皆さん、阪合部の皆さん方と共に、もう一遍五條市、地域の将来をよく考えた上で腰を据えてよく話し合いをされることを強く要望しておきたいというふうに思います。

次、いきます。

次は、大きな三、耐震・利便・節約等を目指す新庁舎建設についてでございます。

そのうちの(一)アンケートに基づく会議室等を利用した職員の食事室の確保についてでございます。御存じのように、新庁舎は市民の税金で建設する以上、どんな市民の方でも便利よく使っていたかなあきまませんけれども、同時に毎日毎日庁舎内で働いてもらわなければいけない職員さんの利便性も考えられないかんわけですね。だから初めの設計書の中には、職員の皆さん方の食事の今の状況は全部自席で食べていただいていますからね、職員の皆さん方のワーキンググループの方からの要望で、「落ち着いて食べられる部屋が欲しい」という要望がありましたから、一番最初、理事者の皆さん方から出てきた設計の中には、一階にも二階にも三階にも福利厚生施設は入っておったわけです。職員さんの食事のできるその部屋が一階にも二階にもあつたんです。途中からなくなつたんですね。議員の皆さんやら私も毎日働く職員の健康から考えたたら、やっぱり最近の食物アレルギーの多いという状況も考えたら、食事の自由はまず保障せないかんと、そして食べる場所は、今休憩時間は一時間になっていきますけれども、外回りの職員さんやらいろんな方々がおられますから、やっぱり落ち着いて食事してもらおうと思えば、食事室は庁舎内につくつて庁舎外まで行かなければならないようなことは、落ち着いて食事ができないということで、意見を上げさせていただけてきました。

そんな中、再度職員の皆さん方にこの昼食に関するアンケートをこの間やられております。今度のアンケートは新庁舎内で仕事を予定の職員さんだけやなしに、全ての職員さんを対象にアンケートしていただいたわけですね。そのアンケートの内容は、職員さんは全部御存じだと思いますからポイントだけ申し上げますけれども、「昼食の取り方について、希望の方法を選んでください」という問いには、「庁舎に隣接した別棟で食べる」というふうに答えた方が三六パーセント、「庁舎内で使用していない会議室等を利用して食べる」と答えた人が二九パーセント、「庁舎に隣接した別棟で食べることを基本とするが、やむを得ない場合は使用していない会議室で食べる」という方が三五パーセント、だからね、庁舎内で会議室を利用して食べるという二九パーセントとやむを得ない場合は庁舎内の会議室で食べたいという三五パーセントを含めたら六四パーセントの人がやはり庁舎内で、特別に職員さんの食事室を設けてもらわないでいいけれども、会議室やその他の部屋を有効に活用して庁舎内で食べたいという人が六四パーセントもいてはるわけですね。

だからやっぱり一遍市役所に就職していただいたら最低三十五年以上毎日この庁舎内で仕事をしてもらわなあかんわけですからね、健康対策から考えたなら、やっぱりこの六四パーセントの皆さん方のアンケート結果を尊重して、これから建てる新庁舎内にはほかの部屋と兼用でいいわけですからね、職員の皆さん方の食事室を確保すべきだということを強く申し上げたいと思います。

できないのかということと言えますと、今基本設計は終わっていますけれども、基本設計を変更しなくても基本設計の範囲内で行える部屋はたくさんあるということを私は明らかにしておきます。

まず一階は、県と市の共有部分にたくさん毎日使わないような部屋がいっぱいありますね。五條モール、市民ギャラリー一、二、三、それから市民ラウンジ、コミュニティルーム、毎日こんな要らんやろうという部屋がものすごい面積で一階にあるわけですね。この部屋を一箇所でも共有したら職員さんの食事部屋十分取れるん違いますか。二階ではどうかと言いますよ。二階では、これも市と県の共有部分ですけれども、会議室が五つもあります、会議室五つ。この会議室、昼使っていない会議室を狙って職員さんの食事部屋に使ってもらったら、五つもあるわけですからね、活用できるん違いますか。三階はどうかと言いますと、三階の部分にも市と県の共有部分に会議室が四箇所ありますね。湯沸かしの部屋の中にも会議室がありますね。こういうふうに、特別に職員さんの食事室を確保しなくてもほかの会議室等を利用して兼用で十分取れるわけですからね。せっかく市民の皆さん方の税金で建てるわけですから、市民の皆さん方も職員の皆さん方も有効に使えるような設計と使い方、これがやはり大事だと思いますけれども、答弁いただきたいと思えます。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

新庁舎整備におきましては、職員の食事室等の確保につきましてはにぎわい棟での福利厚生部門を確保することで、新庁舎建設及び周辺整備特別委員会におきまして御報告してきたところであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今、全職員のアンケート結果を明らかにさせてもらったんです。それを多くの職員の皆さん方のやる気を高めてもらおうと思つたら、この点は非常に大事違いますか。答弁は今までと変わっておりませんが、部屋の確保も今設計図を示して明らかにさせてもらったわけですから、必ず職員の皆さん方の食事部屋を他の会議室やいろんな部屋と兼用でいいわけですからね、確保するように強く求めておきたいと思えます。

次、いきます。

必要な施設確保を目指した設計全体の目配りと改善についてでございます。御存じのように、新庁舎の建設は市庁舎と県庁舎を含めて約四十六億数千万円ということで皆さん方が作られた基本計画の中にあつたわけですね。ところが去年の十一月ぐらいでしたか、……六月ですね、一挙に四十六億円ではできないと、約六十五億二千万円掛かるということで、皆さん方から提案があつたわけですが、四十六億円から六十五億円ですから約十九億円ですね、約二十億円も一遍に増えましたからね、いやこれでは市民の皆さん方から選んでいただいで頑張つている市議会議員の責任を果たせないということで、四十六億円をめども一度真剣に見直しをするべきだということで五條市の議会で決議を可決しました。その可決の後、皆さん方からしたら建設費を削減するためにこういう提案をしますということで出されたのは、庁舎の規模を縮小します。当初の一〇、三〇〇平米から九、五五〇平米に縮小しますと、柱の間隔も広くして柱の本数を減らして、免震装置の数も縮減します。数で言えば、当初の計画は柱七十二本でしたけれども四十九本、したがって免震装置も七十二基から四十九基に減らすということです。もう一つは天井仕上げを行わない、工夫で一階部分の階段の高さを縮小すると、これは五・四メートルから四・五メートルに低くするということでしたね。職員の執務室はオープンスペースに計画して壁の量を縮減しますと、こういう削減案が出てきました。我々市議会議員もこれだけ柱の本数を減らして大丈夫か、敷地を一〇、三〇〇平米から九、五五〇平米に減らしてこれで大丈夫かという心配はありましたが、一応流れを今日まで見てきましたけれども、やはり分かったのは職員さんの執務室も議会関係の部屋、本会議場も現在よりも狭くなるということが大体この間の議論ではつきりして、そしてこの間、議員の方からやはり現在の基本設計の範囲内でもできるわけですから、見直しをせよということで見直しを市長に申入れをしていただきました。その回答が出てきましたけれども、明らかに基本設計の見直しをしなければなりません。皆さん方は大幅な部屋の位置の変更等々で、かなり申入れに対して応えるという設計変更をしてきました。だからその点ではちよつとずつ解決の方向に進んでいますけれども、しかしその大幅な基本設計を皆さんの提案で進めておりますけれども、この間の皆さんの報告では、それでも現在では約五十九億円が建設費に掛かるという答弁でしたね。だからこれだけ面積を縮小して柱を七十二本から四十九本に減らして、いろんなことをやっても現在でも五十九億円なんです。

そしてこの建設に当たっての工事用進入道路もやはり当初の計画どおり進んでいなくて、新たに農地を利用して、いわゆる仮設道路を付けなければならぬということ、ここにもかなりの費用が掛かるわけです。だからですね、まだこれから予想もしない費用の高騰ということも考えられるわけですから。だからこの五十九億円、皆さん方の削減案でいっても五十九億円も掛かるというこの時点で、もう削減する方法はないのかということ、理事者の皆さん方も我々市議会議員ももう一度腰を据えて考えなければ新庁舎建設に係る建設費用、また関連の周辺の費用、ばく大な金になりますね、これ。

だから私としては、今日は五十九億円から減らすことのできる提案をまずさせていただきたいというふうに思います。それはですね、最初になかった屋根をつくるということですね。この屋根は本当に必要なかどうかですね。当初の設計図には空調設備は全部屋上へ上げて屋上を有効利用するというものでしたから、他の議員さんも私も振動するものや重いものを屋上に上げるんやったら屋上のつくりはしっかりとやらなければ雨水は漏れますよということ、大分意見を言いましたけれども、皆さん方は屋上に空調設備を上げるといことをずっと推し進めてきているわけですね。ところが途中からその屋上に傾斜の付いた屋根をつくりますと、そして建物の窓は格子を増やしますという変更になってきたわけですね。一部格子を赤にしますと、まずね、この後で出てきた屋根を設置する必要性、あるのかどうか、皆さん方どういう観点でこの屋根を付けようとしているのか、それをちよつと答弁してくれませんか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

新庁舎特別委員会等々、いろいろ御議論をいただきました、その中でこの新庁舎の構造等々が決まってきたところでございます。そういうような中で屋根の分につきましては、こういうふうな構造が良いのではないかと、こういうふうなところから付けさせていただいたというように、なところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）この際、申し上げます。大谷議員の一般質問の残り時間は約三十分でございます。

十二番大谷議員の発言を許します。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今私の方から経過を申し上げましたね、初めは屋根の設計にはなっていないんですよ。屋上に全部空調設備を置くという設計だったんです。基本計画書にも入っていますや。この屋根は途中から出てきたんですね。この屋根もよく皆さん方の資料を見ますと、完全に雨を防ぐ屋根にはなっていないのです。真ん中で雨が入る屋根になっていますわな、違いますかどうですか、それ。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員お述べのような体裁になっておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） だから雨を防ぐ屋根ではないのです。真ん中が開いていて、何ぼでも雨が入るわけですから、結局私の判断では、いわゆる格好付けの屋根だというように判断せざるを得ないわけですね。この屋根を付けるだけで費用どれぐらい掛かりますか。

○議長（平岡清司） 藤原技監。

○技監（藤原克哉） 十二番大谷議員の御質問にお答えいたします。

屋根の材料としまして、約五千六百万円でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 雨を防ぐ屋根でもない、結局格好付けの屋根に五千六百万円。それやったらね、やっぱり皆さん方の基本計画の中にも議員の四十六億円から六十五億円に上げられたときの議会の決議にもあるように、シンプルな庁舎を指さなあかんの違いますか。シンプルな皆さん方の基本設計の中にも入っておったんですよ、シンプルな庁舎を建てると。ところが今答弁ありましたように、雨を防ぐ屋根でもない、だから付けなければならぬ必要性はないわけですね。結局格好付けの屋根ですわな。だからもうこれだけ敷地面積を減らして柱の数を七十二本から四十九本に減らして、ここまでぎりぎりの建物であるのに、屋根にだけまた五千万円も六千万円も使うというような必要性がありませんか。だから私は屋根を取っ払って初めの設計どおり屋上に空調設備を乗せるのやったら雨漏りのしない頑丈な屋上にして、そして五、六千万円の屋根代は削減すべきだということを強く要求しておきたいというふうに思います。

そしてこの格子を増やすということですけども、格子を増やせば増やすほど設計費用も増えるし施工費用も増えますわね。私ら学校に行っていない素人でも分かります、こんなんは。ここでもこんな格子を増やすというのは最初の設計にはなかったんです。だから格子を増やすというのはもうやめて、この間紀の川市役所に二回研修に行かせてもらいましたけれども、こんなに多くの格子を使っていますわ。そして仕上げの肌も、赤色じゃなしにコンクリ肌で仕上がってますねん。だから格子をこんな増やすのではなしに減らして、格子を増やしたら中で仕事をしている職員の皆さん方も周回いい景色があるのにこの景色をふさぐことになるんですよ。金は要るわ、景色は悪くするわ、余りメリツトはないん違いますか。

そして赤色を交ぜるといふ計画になっておりますけれども、皆さん、こんな大きな建物に赤色入れるということは失敗と成功は紙一重ですよ、赤は。赤の扱いはものすごく難しいですよ。今の五條市の消防署を見てください。赤を使っていますけれども、駐車場の手すりとか本庁

舎は大体幅一メートル、縦一・五メートルか二メートルのごく一部にだけ赤を入れています。あの赤はあの面積やから引き締まっただけ感じはありますが、壁全体が赤になったら飽かれますよ、いやらしくて。だからこんな大事な五十年以上も使わないかん庁舎をやっぱり一部であっても赤にするというのは、これはよっぽど慎重にせないけません。五條市の柿の宣伝は大事ですから柿の宣伝をするのでしたら、駐車場の一番お客さんの多い場所に二メートル四方、三メートル四方の看板をつくって、そして柿そのものの形の絵を描いたら今はもう技術も良くなって一遍描いたら色の剥げない、いろんな水準の高い描き方がありますから、まあそれでも百万円以上要ると思いますけれども。そういう方法の方がいいん違いますか。建物を赤にするのは本当に難しいですよ。お金も要るんですよ、お金も。

したがって、屋根の取っ払うのと格子を減らすのと、そしてもう建物には赤色を付けずに、別の看板に柿をアピールすると。そして仕上りの肌は紀の川市役所と同じように、五條市の市民会館でもそうですけれども、コンクリ肌は何十年たっても色が変わりませんのや。これは飽きない色でお金も無駄遣いにはなりませんからね、これが一番いいん違いますか。そのことを強く求めまして、次、質問にいきます。

次は、災害防止対策ですけれども、御存じのように、今年の日本は大変災害続きで、西日本の災害、また大阪の地震災害、それから台風二十一号災害、北海道の地震災害と大変な被害に遭っておりますけれども、この災害の中で命をなくされた皆さん方に心からの後悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた全ての皆さん方に心からのお見舞いを申し上げる次第でございます。

この豪雨を中心とした台風災害の原因はもう御存じのようにいろいろありますけれども、基本的には地球温暖化にあるということが世界の専門家が言われております。この間、毎年世界のどこかで地球温暖化をなくすための国連の気候変動枠組条約締約国会議というのが開かれておりまして、今年も十二月に開かれる予定になっておりますから、大きな被害を受けたこの五條市としても十二月のCOP24の成り行きを見ていただきたいと思えますけれども、今まで指摘させてもらっておりますように、日本の政権は大変消極姿勢です。地球温暖化を促すいわゆる温室効果ガスの一つであります二酸化炭素の排出を多くする石炭火力発電をまだ安倍政権は増やしていこうとして世界から大きな批判を受けていますけれども、これからの安倍政権の姿勢も見極めて、こういう消極姿勢が続くならば、日本全国の市長会、知事会、町村会とともに意見を上げて、地球温暖化対策に日本の政権、政府ももっと頑張るように意見を上げられるよう強く意見を申し上げます、質問に入ります。

(二) ダムの緊急放流防止対策でありますけれども、御存じのように十数年前は大迫ダムの緊急放流で吉野川の流域で七名ぐらいが亡くなり行方不明者もおります。また最近の記憶では、いわゆる大塔災害のあのときも、大変な豪雨でありましたけれども、同時に猿谷ダムが緊急放流したということも重なりまして、あの大塔災害が発生したわけでありまして、しかし猿谷ダムはその後、緊急放流防止対策を取るといふことを発表しました。しかしこの上流の大迫ダムと津風呂ダムははっきりした緊急放流防止対策を取るといふことは私の知っている範囲内ではまだ発表していないというふうな思うのです。したがって、下流の五條市としては去年の台風二十一号でも皆さん方の答弁では想定

外の吉野川の水量でシダーアリーナの下水処理施設も浸かり、その他の施設も浸かったわけですから、豪雨をなくすための地球温暖化はそう何年、何十年という間には解決できませんけれども、ダムの緊急放流はもうすぐになくせるわけですから、お金は一銭も要らんわけですからね、これね、ダムの緊急放流をなくすにしてもね、だからそのことをやはり上流大迫ダム、津風呂ダムに強く求め、正確な答弁を掌握すべきではないかと思えますけれども、その点まず答弁していただけますか。

○議長（平岡清司）辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

ダムの緊急放流防止対策につきましては、五條市上流域のダムを管理する農林水産省南近畿土地改良調査管理事務所を訪問し、毎年緊急放流防止及び治水的なダム運用について要望を行っております。

同事務所からは、大迫ダム及び津風呂ダムについては、過去の降雨と流入量データを解析した「流入量予測システム」を構築し、実態に即したダムへの流入及び貯水位変化予測が可能となったため、緊急放流ではない計画的な運用を行っているとのお返をいただいております。

また、大迫ダムの放流ゲートが平成二十七年に改修されたことにより、河川水位の急上昇を抑止する効果が強化されたことなどの確認を行っております。

今後も関係機関と連携を密にしながら、緊急放流防止の要請を継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今答弁ありましたように、大迫も津風呂も今やっているやり方で豪雨のときでも緊急放流せんでもいいのやったらよろしいですよ。しかし皆さん方も御存じのように、昨年の十月の二十一日の台風二十一号のときは津風呂ダムで一、二五トン放流しているのです。前の日は一〇〇トン、一日前は一〇〇トンやったのに一日後一、二五トン、大迫ダムは前の日は八〇〇トンやったのに一日たったら一、六〇〇トン、この結果からして今部長答弁あったようなやり方をしていると、効果が上がっていると思いませんか。これ去年の十月の台風の放流量ですわ。今答弁あったようなやり方をおいたら一日たつて十倍も十倍以上の放流をする必要はないんです。本当にそのやり方をおいたら。結果としてやってないからこの結果が出ていますんやろ、これ。だからこの結果でこれからも交渉してください。

次、いきますよ。

次、ダムは御存じのように、大きな川をせき止めて水を止めていますけれども、その川をせき止めるやり方は、いわゆる鉄筋コンクリート、セメントを利用した堤防をつくっているわけですね。やっぱりセメントの堤防でも、五十年以上たてばかなり傷んでくると言われております。大迫ダムにしても津風呂ダムにしても、もう年数は、今日資料を持っていませんから言えませんが、建設されてからもうかなりたつて

いるんですよ、これね。だから大きなこれから予想される地震のときにあの大きなダムの堤防が倒れたら、緊急放流どころの被害ではないわけです。だから国の方針として、ダムの堤防そのものの耐震照査をやるということスタートして、もう何十年にもなりますけれども、この間の答弁ではまだ終わったという答弁をいただいていないのは大迫ダム、そして津風呂ダムですね。この辺は耐震照査が終わったのかどうか調べていただいて、終わってなければ早期にやると、その照査の結果はどうであったのかという結果も含めて、五條市の下流としてつかむべきだと思いますけれども、その点どうですか。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃいますように、ダムの施設の耐震照査につきましては、津風呂ダムでは平成二十九年度から実施され、平成三十二年度の完了を目指して実施中と聞いております。また大迫ダムは平成二十七年から実施され、平成三十一年度の完了を目指して、現在も継続して耐震照査を実施中との確認を行っております。

今後、その進捗状況等々につきまして機会があるごとにダムの管理事務所に申し上げます、情報収集していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） この際、申し上げます。大谷議員の一般質問の残り時間は残り約十分です。十二番大谷議員の発言を許します。

○十二番（大谷龍雄） そしたら大迫ダム、津風呂ダムは今検査中ですが、検査が終わった後の検査結果も含めてこれから掌握していただきますように要望しておきます。

最後、吉野川堤防工事の進捗ですが、昨年の十月の台風二十一号で吉野川沿いの各市町村が大変大きな被害を受けました。五條市も皆さん方御存じのとおり五條町・新町・二見・阪合部・上野公園等々、大変な被害を受けましたけれども、やはりこれからの地球温暖化に関係する豪雨を想定した場合は早く必要などころへの堤防工事を進めなければならないと思います。また、堤防の高さをやはり今の高さでいいかどうか、これからの豪雨を想定した場合、そのことも含めて検討をし直して必要な堤防工事を進めなければならないと思いますけれども、現在の五條管内の堤防工事の計画とその計画に対してどこまで進んでいるのか、明らかにしてくれませんか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

吉野川の堤防整備につきましては、野原西地区・二見地区・上野地区において国土交通省和歌山河川国道事務所により事業計画をし、実施していただいているところでございます。

和歌山河川国道事務所によりますと、野原西地区につきましては平成三十年年度の築堤工事約五〇メートルを含め下流側へ整備を進める計画

でございます。計画延長一、三〇〇メートルのうち、七二〇メートル完成でございます。

二見地区の堤防整備につきまして、平成三十年度の築堤工事約一四〇メートルを含め、順次下流側へ整備を進める計画となっております。計画延長一、七〇〇メートルのうち九四〇メートル完成。また上野地区の堤防整備につきましては、二見地区の堤防整備が完了後に着手する計画と聞いております。

なお、予算の配分状況等により進捗に影響するとのことです。

以上、答弁とさせていただきます。（「二十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 野原からずっとね、進めてもらわんことには真ん中から行くわけにはいけませんからね。仕方ないことですけれども、ひとつ早く予算付けもしていただいて早く進むように、特にやはり上野地区は上野公園側もまた反対の阪合部側も大きな被害を受けていますからね、堤防はやっぱり両方に、そして昨年の十月の二十一号台風では上野公園に今ある仮の堤防、あの堤防の上を吉野川の水が超えていますからね、だから今の高さのままでもいいのかどうかよく検討して、実際昨年超えていますからね、私はやっぱり今の高さではだめじゃないかなと、もちろんだから対岸の阪合部に堤防もつくらないけませんけれども、その堤防もやはりできるだけ高くするように検討してもらう必要があるのではないかとこのことを強く国土交通省・国の方に要求されることを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。どうも御苦労さんございました。

○議長（平岡清司） 以上で十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため三時十五分まで休憩いたします。

午後二時五十四分休憩に入る

午後三時十四分再開

○議長（平岡清司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

○議長（平岡清司） 次に日程第二、報第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 報第十二号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成三十年五條市一般会計補正予算（第二号））。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十二号、専決処分の報告、承認を求めることについて（平成三十年五條市一般会計補正予算（第二号））につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、五條市不当要求行為等防止条例の施行に伴う五條市不当要求行為等審査会に係る経費及び市営墓地のブロック塀撤去等に係る墓地事業特別会計繰出金の予算措置に特に緊急を要したことから、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成三十年六月二十二日付けをもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、別冊の平成三十年五條市一般会計補正予算（第二号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

当該補正でございますが、一般会計の歳入歳出予算にそれぞれ三百九十一万円を追加したもので、これによる予算額は、歳入歳出ともに二百十億五千五百三十万円となっております。

続きまして、歳出予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページ下段を御覧いただきたいと存じます。

二款総務費、一項総務管理費、二目文書費、一節報酬の十五万円でございますが、不当要求行為等審査会委員報酬でございます。六月定例市議会におきまして御議決いただきました五條市不当要求行為等防止条例が平成三十年六月二十二日施行されたことにより、五條市不当要求行為等審査会委員報酬が必要となったため所要の経費を計上いたしております。

次に、四款衛生費、一項保健衛生費、七目環境衛生費、二十八節繰出金の三百七十六万円でございますが、平成三十年六月十八日に大阪府北部で発生した地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、市内のブロック塀等の点検を行い、経年劣化により危険性が高い市営墓地のブロック塀を撤去する経費が必要となったため墓地事業特別会計へ繰り出した所要の経費を計上いたしております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の欄を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十八款繰入金において、三百九十一万円を追加し、歳出との均衡を図った次第でございます。以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（平岡清司）次に日程第三、報第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）報第十三号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成三十年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号））。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十三号、専決処分の報告、承認を求めることについて（平成三十年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号））につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、去る平成三十年六月十八日に発生した大阪府北部地震により倒壊したブロック塀に児童が挟まれた事故を受け、市営墓地の安全確認を行ったところ、コンクリートブロック塀が、経年劣化によりひび割れやぐらつきが確認され、早急な対応が必要なため、歳入歳出の補正

を行ったものでございます。

地方自治法第七十九条第一項の規定により平成三十年六月二十二日付けをもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めるところでございます。

恐れ入りますが、別冊の平成三十年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の補正予算でございますが、墓地事業特別会計の歳入歳出予算にそれぞれ三百七十六万円を追加したもので、これによる予算額は、歳入歳出ともに六百三十六万円となっております。

次に歳出予算の補正について御説明申し上げます。

四ページ下段を御覧いただきたいと存じます。

一款墓地事業費、一項墓地事業費、一目墓地事業費、十五節工事請負費の三百七十六万円でございます。市営墓地の外壁撤去及びフェンス設置工事に要する経費を計上いたしております。

次に歳入予算の補正について御報告を申し上げます。

同ページ上段を御覧いただきたいと存じます。

二款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金、一節一般会計繰入金三百七十六万円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（平岡清司）次に日程第四、議第四十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第四十五号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第四十五号、職員の退職手当に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、民間における退職給付の支給の実情に鑑み、官民格差の是正を目的に国家公務員の退職手当の支給水準を引き下げたため、国家公務員退職手当法等が改正されたことを受け、本市におきましても当該改正法に準じ、関係条例の改正を行うものでございまして、地方自治法第九十六条第一項の規定より、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本案は、去る三月及び六月市議会定例会において御審議をいただいておりますが、県下各市の状況や総務省令に基づく特別交付税減額の可能性など、市への将来的な影響などを勘案した上、三たび御審議をお願いするものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

議案書の六ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条におきまして、職員の退職手当に関する条例を、また第二条及び第三条におきまして、同条例の一部改正条例をそれぞれ改正するものでございます。民間との均衡を図るため、当該条例に規定されております退職手当の調整率、これを「二〇〇分の八七」から「二〇〇分の八三・七」に引き下げるものでございます。

また、第一条では、地方独立行政法人法が改正されたことによる引用規定の整備といたしまして、条例本則第七条第五項第二号中、「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改めるものでございます。

なお、附則では、当該改正条例の施行日を「公布の日」といたしております。

以上で、議第四十五号、職員の退職手当に関する条例等の一部改正の提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今説明にもありましたように、この退職金を減額する条例は今年三月議会と六月議会に提出されてきたわけですけれども、私はもう長いこと議員をさせてもらっておりますので、いわゆる民間企業の皆さん方の給料、手当、そして公務員の給料、手当を引き下げる競争を政府はしてきていますから、そのことをよく分かっていますので、この間二回とも反対してきましたけれども、今回三回目に出された議案の自身は、今まで三月と六月議会に出された議案の自身と一緒になのか、変わっているのだったらその変わっているところを明らかにしていただきたい。

今までの議案の自身は、私の記憶では一例として三十五年勤務された職員であれば、退職金一人当たり七十五万から八十万円減額になるという答弁やったと思いますけれども、その点どうですか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

議案の自身につきましては、三月議会、それから六月議会に御提案申し上げた内容といささかの変わりもございません。それから今一例を指摘していただきましたが、それにつきましても議員のお述べのとおりでございます。以上でございます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第五、議第四十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第四十六号 五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭）ただいま上程いただきました議第四十六号、五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書七ページを御覧願います。

平成二十八年十月一日に本条例が施行され、その後、本条例に違反し土砂を搬入した者に対し、平成二十九年十月二十五日に土砂条例違反による刑事告発、平成三十年二月六日に逮捕、同年五月二十八日に奈良地方裁判所五條支部において懲役二年六月（執行猶予四年）、罰金二百萬円の判決を言い渡されたことから、一定の成果を上げることができたと考えております。

しかしながら本条例には「土砂等の搬入が五〇〇立方メートル未満のものを除く。」との規定があることから、五つの問題点が見受けられました。

一点目は、土砂を搬入する事業者から任意の測量図面の提出がないと、土砂の搬入量が把握できない。

二点目は、平成二十九年十月の条例違反による刑事告発に当たっては、搬入土砂量の立証が困難で、搬入前の地形資料や関係者証言などの収集に多くの時間を費やした。

三点目は、急傾斜地への搬入土砂量について、条例違反の有無の確認を行うため、等高線による地形測量を実施したが、等高線と現況高に誤差があり、精度を欠いた。

四点目は、条例の違反を確認するために、その都度、搬入土砂量計測が必要となり、そのための測量費用が発生する。

五点目は、現行の条例では違反者に対し罰則が設けられているが、搬入土砂に対する崩落、飛散、流出防止のため措置命令を行っても履行されない場合、放置したままとなってしまう。という問題点が判明いたしました。

これらの問題点を解決するために、主な改正内容は、お手元の議案書八ページを御覧ください。

第二条第二号中の「土砂等の搬入が五〇〇立方メートル未満のものを除く。」を削除し、第五条の次に、次の一条「土砂等の埋立て等に関する照会」を加え、「面積測量のみで条例違反を明確にすることで、スピード感と公平性を保つとともに、本条例違反者が社会罰を受けた後も、措置命令の履行期限以降、放置された土砂等の崩落、飛散、流出防止のため、第二十八条の次に、次の一条「行政代執行の規定を設ける」を加えることで、住民の安心・安全を守る条例として、運用を図りたいと考えております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）この条例はまだできて間もないものであったと思います。先ほど部長から修正される理由を述べていただきました。この土砂の搬入、立米数、五〇〇立米未満のものを除くと、当時これを制定されたこの五〇〇立米という数字の今省く根拠は聞かせてもらいました

けれども、当時これを未満ということできくりを付けた、その根拠についてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

本条例を施行する前に五條市は河内長野市の方に問い合わせをいたしました。河内長野市の方は先進地事例といたしまして、千葉県の方を紹介していただきまして、千葉県の条例の方を参考にして本条例を作成した次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）そういう参考例を見てね、基準を設けてあつたと思うんですよ。その中ではね、この土をへこんだところに埋めるだとかという部分が、余り大掛かりに業者が故意に周辺の環境を破壊するようなことがあつてはならないことと制定されたと思うんです。ただ五〇〇立米という数量がね、それに該当してくるのかどうか、逆にこれを省くことによつて、例えば五條市は日本一の柿の生産地、柿農家、柿畑、山の柿畑で土を埋めたり、生産しやすいような工程をやつてはるといふのはよく耳にします。でもそれすらでけんようになってしまふと思うんですよ、これを省くことによつてね。ちゃんと許可を得ればできるのでしようけれども、その辺もよく考えた上で、訂正した方がいいん違うのかなと思います。

答弁、結構です。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）部長が鋭意努力していただきまして、地元におかれましても抑止という部分では大変有効な措置であつたと感謝申し上げますのですけれども。

この土砂に対して不純物、また汚染物質等が入つていた場合、どのような形でそれを検出する方法があるのか、その辺はどう考えているのかお答えいただけますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

土砂が搬入された場合は県と連絡を取りまして、廃棄物の疑いがある場合は県の方に来ていただきまして、調査をしていただいております。以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）廃棄物と認定するのに、汚染物質、ダイオキシンとか目に見えないものもあるのですけれども、その辺の検出も可能なのか

どうか、お答えいただけますか。

○議長（平岡清司） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 八幡塚議員の御質問にお答え申し上げます。

そのような場合は、五條市の予算がありますので、対応していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司） 次に日程第六、議第四十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 議第四十七号 平成三十年五條市一般会計補正予算（第三号） 議定について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十七号、平成三十年五條市一般会計補正予算（第三号） 議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成三十年五條市一般会計補正予算（第三号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び債務負担行為等の補正でございます。歳入歳出予算につきましては十億二千二百四十二万円を追加し、これに伴う予算総額は、歳入歳出ともに二百二十億七千七百九十五万円となるところでございます。

それでは、歳出予算の補正より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、九ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、六目財産管理費、十三節委託料の二百五十万円でございますが、新庁舎への移転に際し、執務室や待合等に配備する机・椅子等の各種備品について、新庁舎の実施設計及び現状の調査結果をもとに、限られたスペースに最適に備品を配置したレイアウト図の作成など、市民サービスや事務効率等の向上に資する配置計画を作成するとともに、円滑かつ効率的・経済的な移転計画策

定等の業務委託について所要の経費を計上いたしております。

次に、同款同項、十八目基金費、二十五節積立金の八億円でございますが、市債償還や新庁舎整備等に要する財源について、財政調整基金から特定目的基金への積替えを行うために積立金を追加するものでございまして、減債基金へ二億円、同じく公共施設整備基金へ六億円を積み立てるため、所要の経費を計上いたしております。

次に、同款同項、十九目新庁舎建設事業費、十三節委託料の百六万円及び十九節負担金補助及び交付金の二百四十八万四千円でございますが、新庁舎造成工事に係る工事監理業務委託料及び給水分担金を予算化するものでございまして、工事監理業務委託料につきましては、都市計画法に基づく開発行為を行うに当たり、大規模開発工事の開発許可基準等について専門的な技術支援を受けることにより、中間検査等の対応や工事を円滑に行うための所要の経費を、また、給水分担金につきましては、実施設計により金額が確定したことから所要の経費を計上したものでございます。

なお、当該経費のうち、九十万円を市債として見込んでおります。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、二十目花咲寮整備事業費、十二節役務費の六十六万二千元及び十五節工事請負費の五千九百万円並びに十九節負担金補助及び交付金の百二十四万二千元でございますが、花咲寮の実施設計が七月三十一日に完了し、建設事業費が確定したことを受け、建設工事着工に向けた建築確認申請等手数料、花咲寮建設工事費及び給水分担金等に係る所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、五千九百万円を市債として見込んでおります。

次に、十ページを御覧ください。

同款、二項児童福祉費、六目児童福祉施設費、十五節工事請負費の二十二万円でございますが、六月十八日に大阪府北部で発生した地震によるブロック塀倒壊事故を受け、保育施設の安全確保のため危険なブロック塀を撤去した後のフェンス等を設置するための所要の経費を計上いたしております。

次に、四款衛生費、一項保健衛生費、七目環境衛生費の四百六十万円でございますが、同じく六月十八日に大阪府北部で発生した地震によるブロック塀倒壊事故を受け、市営墓地の安全確保のため危険なブロック塀を撤去した後のフェンス等を設置するための経費を墓地事業特別会計に繰り出すもので所要の経費を計上いたしております。

次に、五款農林業費、一項農業費、五目農地費、十三節委託料の二千七百万円でございますが、七月豪雨の被災地において農業用ため池の決壊等により下流域の住民等に被害が及んだことを受け、市内の防災重点ため池に指定されているハザードマップ未整備のため池十二箇所について早期にハザードマップを整備するための業務委託に係る所要の経費及び二見三丁目のため池改修工事が国の補助対象事業として採択されたことに伴い測量設計業務を行うための所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、二千五百八十万円を県支出金として、百二十万円を市債として見込んでおります。

次に、同款、二項林業費、一目林業振興費、十三節委託料の三百三十八万五千円でございますが、施業放置林整備事業に係る県補助金について、当初の見込みを上回る県の内示があるため、対象事業範囲を拡大し事業を実施するための所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を県支出金として見込んでおります。

次に、十一ページを御覧ください。

六款商工費、一項商工費、六目きすみ館費、十三節委託料の二百九十万円でございますが、きすみ館の大規模改修を行うに当たり、より魅力ある温浴施設とするために、浴室・飲食エリア等の増築等の設計見直しに必要な所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を市債として見込んでおります。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費、二目道路維持費、十五節工事請負費の一千万円でございますが、平成三十年代から公共施設等適正管理推進事業債の対象事業の拡大が図られ、簡易アスファルト舗装等の道路舗装工事について起債が可能となり、個別施設計画の策定等、所定の手続を経て事業採択されたことから、市道住川一号線の舗装工事を行うための所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、九百万円を市債として見込んでおります。

次に、同款、五項住宅費、一目住宅管理費、十五節工事請負費の百六十万円でございますが、六月十八日に大阪府北部で発生した地震によるブロック塀倒壊事故を受け、危険度の高い市営住宅、東田中団地でございますが、こちらのブロック塀を撤去した後のフェンスの設置等に要する所要の経費を計上しております。

次に、九款教育費、一項教育総務費、四目学校等適正化事業費、一節報酬の六万円及び九節旅費の一万六千円でございますが、認定こども園の整備に伴い、カリキュラム等を策定するため認定こども園カリキュラム策定委員会の報酬及び費用弁償に係る所要の経費を計上いたしております。

次に、十二ページを御覧ください。

十三節委託料の七千二百万円でございますが、認定こども園を整備するための測量設計業務に要する経費及び五條市学校適正化基本計画に基づき小・中学校の適正配置を行うための中学校改修工事設計業務等に要する経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち四千四百九十万円を市債として見込んでおります。

次に、同款、三項小学校費、一目学校管理費、十三節委託料の一千四百三十六万円及び十五節工事請負費の百四十万円でございますが、小學校にエアコンを設置するための設計業務に係る委託経費及び六月十八日に大阪府北部で発生した地震によるブロック塀倒壊事故を受け、学校施設、五條小学校でございますが、こちらにおける危険ブロック塀の撤去及びフェンス設置等に係る所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち一千五百四十万円を市債として見込んでおります。

次に、同款、四項中学校費、一目学校管理費、十五節工事請負費の六百三十万円でございますが、同じく学校施設、五條東中学校でございます。こちらにおける危険ブロック塀等の撤去及びフェンス設置等に係る所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を市債として見込んでおります。

次に、十三ページを御覧ください。

同款、五項高等学校費、一目学校管理費、七節賃金の百四十万七千円及び十一節需用費の七十六万円並びに十八節備品購入費の三百七十万円でございますが、桜花寮入寮生が当初の見込み数を大きく上回ったことにより、舎監及び光熱水費等に不足が見込まれることから所要の経費を計上いたしております。

また、十三節委託料の四百七十万円でございますが、桜花寮に隣接する医師住宅を寮として活用するための改修工事設計業務に係る所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち四百七十万円を市債として見込んでおります。

次に、同款、六項社会教育費、四目地区公民館費、十九節負担金補助及び交付金の百六万四千円でございますが、同じく、地区公民館施設における危険ブロック塀改修工事に係る所要の経費を計上いたしております。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、六ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の欄を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十五款県支出金において二千九百八十五千円を、十八款繰入金において八億円を、十九款繰越金において四千八百九十三万五千円を、二十一款市債において一億四千四百三十万円を追加いたしました。歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、新庁舎オフィス環境整備支援業務委託でございますが、歳入予算の補正で御説明させていただきました。新庁舎に配置する備品等の最適な配置等により市民サービスの向上を図るとともに、効率的・経済的な移転に資する各種作業等実施のための経費で、移転計画作成等を行う平成三十一年度までの業務を委託することから、債務負担行為を追加するものでございます。

なお、期間を平成三十一年度とし、限度額につきましては、三百九十万円といたしております。

次に、新庁舎整備事業でございますが、新庁舎実施設計に基づく新庁舎建設工事及び工事監理業務等について、工期の前倒しを図るため債

務負担行為を追加し、本年度中に同業務に着手するものでございます。

なお、期間を平成三十年度から三十二年度とし、限度額につきましては五十億六千四百三十万円といたしております。

次に、花咲寮整備事業でございますが、施設建設工事及び工事監理業務委託について工期の前倒しを図るため、債務負担行為を追加し、本年度中に同業務に着手するものでございます。

なお、期間を平成三十年度から三十一年度とし、限度額につきましては十二億六千五百五十万円といたしております。

次に、大相撲地方巡業招致事業でございますが、平成三十一年四月開催予定の大相撲地方巡業五條場所を招致するための費用負担について債務負担行為を追加し、本年度中に同業務に着手するものでございます。

なお、期間を平成三十年度から三十一年度とし、限度額につきましては二百七十万円といたしております。

次に、認定こども園設計業務委託でございますが、本年六月に策定された「五條市立認定こども園整備基本計画」に基づき平成三十三年四月に認定こども園を開設するための設計業務について工期の前倒しを図るため債務負担行為を追加し、本年度中に同業務に着手するものでございます。

なお、期間を平成三十一年度とし、限度額につきましては、四千八百七十万円といたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 申し訳ございません、今回の補正議案の中で九ページでございますが、減債基金への積立金が六億円、同じく公共施設整備基金への積立金が二億円の間違いでございました。

申し訳ございませんでした。

すみません。私の説明が間違つてございました。申し訳ございません。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 九ページの民生費、花咲寮建設工事費五千八百五十万円、この工事内容と期間について教えていただきたいと思っております。

○議長（平岡清司） 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

花咲寮建設費の五千八百五十万円の内訳でございますけれども、平成三十年度の工事監理費を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）期間。

○あんしん福祉部長（平田耕一）今回の工事費の御議決をいただき、その後に工事契約をした後に契約を締結し、平成三十年から平成三十一年の工事契約の中の平成三十年度の分と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）もう少し工事内容についてだけ詳しくお願いできますか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）十番吉田議員の御質問にお答えします。

工事費の五千八百五十万円につきましては、一月中に仮契約をいたしまして、予定ですが、二月に臨時議会をさせていただいた後に、年度内の工期が約四十日から五十日程度と想定しておりますので、全体の約五パーセントの工事出来高が完了すると思われれます。

その土木費七千二百万円の方と建築費十二億三千六百万円の十三億八百万円の五パーセントの六千五百万円分の九部該当金の五千八百五十万円を計上しているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（議場に声あり）

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）吉田議員の御質問にお答えします。

先ほど私、少し言い間違った部分につきまして……、工事監理費につきましては、来年度、新年度で当初予算をさせていただくものでございます。申し訳ございませんでした。

五千八百五十万円につきましては、工事費の五パーセント分の出来高、六千五百万円分の九部掛け五千八百五十万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）十一ページ、教育総務費、学校等適正化事業、十二ページになりますけれども、委託料、測量設計調査地質埋蔵合計七千二百万円、これは適正化に関するどの施設を目的としてこれだけの委託料をするのか、答えてください。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず委託料七千二百万円のうち、測量設計業務委託料六百八十万円でございます。こちらにつきましては、五條A認定こども園用地測量業務委託料二百九十七万円と五條B認定こども園用地測量業務委託料三百八十三万円、内訳は以上でございます。

続きまして、設計業務委託料四千二百六十一万円の内訳でございますが、五條A認定こども園設計業務委託料一千九百五十万円と五條B認定こども園設計業務委託料一千三百万円、五條C認定こども園設計業務委託料五百六十万円と五條中学校改修工事設計業務委託料四百五十一万円となります。

次に、調査業務委託料四十九万円でございます。これにつきましては、野原中学校改修事業調査委託料でございます。

続きまして、地質調査業務委託料一千六百万円の内訳でございます。こちらは五條A認定こども園地質調査業務委託料が九百三十五万円、五條B認定こども園地質調査業務委託料が七百二十五万円となっております。

続きまして、埋蔵文化財確認調査委託料の内訳でございます。こちらは五條B認定こども園発掘調査、試掘になりますが、業務委託料として五百五十万円を計上してございます。以上が内訳でございます。トータル七千二百万円ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。(「二十二番」の声あり)

○議長(平岡清司) 十二番大谷龍雄議員。

○十二番(大谷龍雄) はい。学校適正化計画と認定こども園計画に関係する測量設計調査地質埋蔵文化財の委託料ということですが、ほかの議員さんからも、私も申し上げましたように、阪合部のPTAの皆さんや関係者の皆さんから学校適正化に対する反対の要望も上がっておりますし、そして大塔町・西吉野町の皆さん方には大変な通園・通学時間をもたらし、地域の活性化という面でも将来心配されるような側面もたくさんありますから、やはりもともと慎重に阪合部のPTAの皆さん方始め西吉野町・大塔町の皆さん方もよく話し合いをもう少し進めることが大事ではないかと思えます。だからその辺から言えば、この予算はちよつと急ぎすぎではないかなと思えますので、指摘しておきたいと思えます。

○議長(平岡清司) 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長(平岡清司) 次に日程第七、議第四十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長(坂口慎一) 議第四十八号 平成三十年五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号) 議定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。稲次すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 稲次裕美登壇〕

○すこやか市民部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第四十八号、平成三十年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成三十年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと思います。まず、一ページにつきまして、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ八百六十三万二千元を追加して、歳入歳出の予算総額を四十四億三千三百三十三万二千元とするものでございます。

次に、歳出につきまして説明を申し上げます。

恐れ入りますが、四ページ下段の歳出を御覧いただきたいと思います。

八款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、七目交付金返還金、二十三節償還金利子及び割引料八百六十三万二千元の増につきましては、平成二十九年度の退職者医療に係る療養給付費等交付金の交付額が確定したことにより、超過交付分を社会保険診療報酬支払基金に対し返還するためのものがございます。

次に、歳入につきまして説明を申し上げます。

恐れ入りますが、同ページ上段の歳入を御覧いただきたいと思います。

八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金、一節繰越金八百六十三万二千元を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第八、議第四十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第四十九号 平成三十年五條市墓地事業特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭） たいま上程いただきました議第四十九号、平成三十年五條市墓地事業特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成三十年五條市墓地事業特別会計補正予算（第二号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページにつきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算でございますが、墓地特別会計の歳入歳出にそれぞれ四百六十万円を追加したもので、これによる予算額は一千九十六万円となるとあります。

続きまして、歳出予算の補正につきまして御説明申し上げます。

四ページ下段を御覧いただきたいと存じます。

一款墓地事業費、一項墓地事業費、一目墓地事業費、十三節委託料の二十九万円及び十五節工事請負費の四百三十一万円でございますが、市営墓地のコンクリートブロック撤去に伴い、新しくフェンスを設置するための経費を予算化するものでございまして、フェンス設置工事の設計業務委託経費と設置工事に要する経費を計上いたしております。

次に歳入予算の補正について御説明申し上げます。

同ページの上段を御覧いただきたいと存じます。

二款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金、一節一般会計繰入金四百六十万円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司） 次に日程第九、議第五十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第五十号 平成三十年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）ただいま上程されました議第五十号、平成三十年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成三十年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページにつきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算額につきましては、歳入歳出それぞれ五千九百五十四万五千円を追加し、歳入歳出の予算総額を四十億六千四万五千円とするものでございます。

それでは五ページを御覧いただきます。

五ページ上段の歳出から御説明申し上げます。

四款基金積立金、一項基金積立金、一目介護保険財政調整基金積立三千九百八十五万四千円につきましては、平成二十九年決算余剰金から償還する金額を差し引いた残高を基金へ積み立てるものでございます。

次に、五款諸支支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金一千九百六十九万一千円につきましては、平成二十九年介護保険特別会計の精算によります国庫・県費・支払基金への返還金でございます。

次に、四ページを御覧ください。

四ページ上段の歳入につきまして、御説明申し上げます。

五款支払基金交付金、一項支払基金交付金、二目地域支援事業介護予防交付金四十一万三千円につきましては、過年度分の精算によります地域支援事業交付金の追加でございます。

次に、八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金で、前年度繰越金五千九百十三万二千円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十、昨日提出されました議第五十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第五十一号 工事請負契約の締結について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十一号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の追加議案書一ページを御覧願います。

契約の目的は、上野公園防災力強化棟建築工事であり、契約の方法は、総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札で、予定価格は消費税抜きで二億六千万円でございます。

また、入札金額は、消費税抜きで二億六千万円であり、契約金額は、消費税込み二億八千八十万円で、契約の相手方は、株式会社田原建設代表取締役田原清史であります。

請負率は九九・九六パーセントでございます。

本入札の参加資格につきましては、五條市建設工事等請負業者審査会要綱による審査会において検討を行った結果、五條市建設工事等競争入札参加資格を有する業者であり、五條市建設工事等競争入札参加資格の建築一式の登録を受けた者であつてかつ建設業法二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果における建築一式工事の総合評定値が九百点以上で過去十五年以内にしゅん工した建築一式工事の元請実績を有する者となりました。

平成三十年六月二十五日に入札広告し、七月二十三日和二業者から技術提案書等を受付し、八月二十八日までに入札書が提出され、八月二十九日に開札が行われました。

その結果につきましては次のとおりでございます。

金額については、消費税抜きでございます。

まず、株式会社田原建設、入札金額二億六千万円、評定値四三・三九二でございます。

次に、株式会社キタムラ、入札金額二億五千五百万円、評価値四一・七六四でございます。

評価値の高い株式会社田原建設が落札者と決定し、仮契約を締結いたしました。この工事は建築工事・電気設備工事・機械設備工事・外構工事となっております。

工期につきましては、契約締結の日から平成三十一年九月三十日までを予定しております。

以上で議第五十一号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）少し教えてほしいんですけども、防災力強化棟ということですけども、主たる使用目的をまず教えてください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

防災力強化棟でございますが、常時はイベント、選手などの控室の多目的ホールとして使用し、防災倉庫として備蓄収納できる倉庫も備えておるところでございます。

災害時の停電時には一時避難所である総合体育館への電気を供給できる自家用発電機を備えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）使用目的、分かりました。

建てられるであろう場所ですね、浸水被害があったような場所ではないのかなと存じ上げるのですけれども、その辺の対策、どのような形で取っておられるか教えてください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今養田議員がお述べの浸水というふうなところでございますが、浸水につきましては、浸水扉というふうなものを設置しながら浸水対策を施しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）浸水の扉を付けるということで、浸水の恐れが全くないと考えるとよろしいか、その辺だけ答えてください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

浸水扉を設置させていただきますので、その辺は大丈夫だというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）この事業に関しましては、平成二十九年度で予算計上されておつて繰越されておると思うのですけれども、今の時期になつた理由について、答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨年、防災力強化棟のところにつきましては、浸水がございましたので、そこを一旦、設計の方を中止した経緯がございます。そういうふうなところから浸水対策について、再度できることから、今現在に至つていふところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）昨年設計を中止したというのは、台風が来る前だったと記憶しているのですけれども……、それはもう去年のことですけれども、

今、養田議員からも質問あつた設計を変更したはずですよ。浸水があつた場所やということで、この予定価格ね、当時と今回と、浸水する前と浸水した後と、積算予定価格というのはどのように変更ありましたか。

.....

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

設計変更したことにより、約三千万円の増となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）この事業に関しましては、せっかく大きな予算を割いて建てたシダーアリーナ、これに非常電源装置がないということから始まった事業やと思います。今もなお、担当課が一生懸命いろんなところに働き掛けて、この予算にも上がっていました来年の大相撲だとかいろんな競技、いろんなものをあそこに招致して、あそここの体育館自身の施設の価値を高めようと一生懸命取り組んでると思います。そんな中で、肝心の非常電源装置、ほかの使い道、今言うてはったこともあると思うのですが、是非早く必要な施設だと思いますので、いろんなことがあると思いますけれども、早々にいいものを建てるように努力していただきますようお願いしまして、答弁結構です。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十一、認第一号から認第九号までの九議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）認第一号 平成二十九年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について。

認第二号 平成二十九年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第三号 平成二十九年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第四号 平成二十九年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第五号 平成二十九年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第六号 平成二十九年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

認第七号 平成二十九年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第八号 平成二十九年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

認第九号 平成二十九年度五條市水道事業会計決算認定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。松本会計管理者。

〔会計管理者 松本智美登壇〕

○会計管理者（松本智美）ただいま上程をいただきました認第一号から認第九号までの平成二十九年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十九年五條市歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

二ページから三ページをお開き願います。

五條市会計別歳入歳出決算総括表により、要点のみにつきまして、御説明申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、認第一号の一般会計につきましては、歳入歳出予算現額二百二十億一千七百五十四万四千八百三十七円に対しまして、収入済額百九十六億七千五百六十一万六千八百六十四円、支出済額百九十四億五千六百八十八万九千三百七十四円でございます。歳入歳出差引額は、二億一千九百四十二万七千四百九十円でございます。

また、翌年度への繰越すべき繰越事業費は、十二億二千八十万三千九百八十円でございます。

恐れ入りますが、三百八十ページを御覧願います。

実質収支に関する調書でございます。

区分四の翌年度へ繰り越すべき財源が、繰越事業費のうち、九千六百六十一万六千八百四十円でございます。したがって、区分三の歳入歳出差引額から、この区分四の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きいたしました。平成二十九年一般会計の実質収支額は、区分五のとおり、一億二千二百八十一万六千五百五十円の黒字決算となります。

それでは、先ほどの二ページから三ページにお戻り願います。

続きまして、認第二号の国民健康保険特別会計につきまして、御説明申し上げます。予算現額五十三億七千九百九十二万九千九百円に対しまして、収入済額五十億七千五百二十八万五千四百九十九円、支出済額四十九億一千八百七十四万八千四百八十三円でございます。歳入歳出差引額は、一億五千六百五十三万七千七百六十六円の黒字決算となり、このうち、国民健康保険財政調整基金に一億円を繰り入れ、残り五千六百五十三万七千七百六十六円を、平成三十年へ繰越いたしました。

この内容につきましては、決算書の四百二十二ページに計上してございますので、後ほど、御清覧いただきたいと存じます。

次に、認第三号の下水道事業特別会計につきましては、予算現額十三億八千五百二十二万二千二百円に対しまして、収入済額十二億六千七百三万一千五百一十一円、支出済額十二億六千七百三万一千五百一十一円でございます。これを差し引きいたしました平成二十九年の実質収支は、ゼロ円の決算となります。

次に、認第四号の墓地事業特別会計につきましては、予算現額二千二百三十二万四千円に対しまして、収入済額二千二百九十八万七千八百五十五円、支出済額二千二百九十八万七千八百五十五円でございます。これを差し引きいたしました平成二十九年の実質収支は、ゼロ円の決算となります。

次に、認第五号の介護保険特別会計につきましては、予算現額四十二億四千四百九十二万六千円に対しまして、収入済額三十八億四千七百

二十七万九千六百五十八円、支出済額三十七億八千八百四十四万五千七百五十九円でございます。歳入歳出差引額は、五千九百十三万三千八百九十九円の決算となります。

次に、認第六号の大塔診療所特別会計につきましては、予算現額四百五十万円に對しまして、収入済額三千八百二十二万二千五百六十八円、支出済額三千八百二十二万二千五百六十八円に對しまして、これを差し引きいたしました平成二十九年度の実質収支は、ゼロ円の決算となります。

次に、認第七号の農業集落排水事業特別会計につきましては、予算現額四百二十万円に對しまして、収入済額四百十萬九千八百八十一円、支出済額四百十萬九千八百八十一円に對しまして、これを差し引きいたしました平成二十九年度の実質収支は、ゼロ円の決算となります。

次に、認第八号の後期高齢者医療特別会計につきましては、予算現額四億五千五十七千円に對しまして、収入済額四億三千四百四十三万六千三百三十六円、支出済額四億三千三百九十八万一千二百三十六円に對しまして、歳入歳出差引額は、四十五万四千九百円の決算となります。

次に、認第九号の五條市水道事業会計につきまして、御説明を申し上げます。

別冊の平成二十九年度五條市水道事業会計決算書を御覧いただきたいと存じます。

一ページから二ページをお開き願います。

決算報告書により、御説明を申し上げます。

まず、(一) 収益的収入及び支出では、収入第一款水道事業収益の決算額は、十億二千八百七十五万八千二百八十八円、支出第一款水道事業費用の決算額は、十一億二千八百七十八万七千七百六十三円でございます。

次に、(二) 資本的収入及び支出では、収入第一款資本的収入の決算額は、二億五千七百六十五万四千三百六十二円、支出第一款資本的支出の決算額は、六億二千四百四十万三千九百六十六円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額、三億六千六百七十四万八千七百三十四円につきましては、一番下の「表の欄外」にございますとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額二千三百三十二万九千五百四十一円、当年度分損益勘定留保資金三千四百六十万二千八百八十三円、建設改良積立金の取り崩し八百八十一万六千三百十円をもって、補てんした次第でございます。

次に、三ページをお開き願います。

平成二十九年度五條市水道事業損益計算書でございます。

下から二行目のおり、当年度純損失は、一億一千四百七十七万五千二百七十七円でございます。

これは、一営業収益、三営業外収益、五特別利益の合計から、二営業費用、四営業外費用、六特別損失の合計を差し引きしたものでございます。

なお、下から三行目にございます前年度繰越利益剰余金一千四百九十三万九百七円を差し引きいたしました当年度未処理欠損金は九千九百七十七万四千三百十円でございます。

この未処理欠損金につきましては、五ページをお開き願います。

下の方に、平成二十九年五條市水道事業欠損金処理計算書（案）がございいます。

一当年度未処理欠損金九千九百七十七万四千三百十円につきましては、二利益剰余金処理額（一）利益積立金五千万円、（二）建設改良積立金四千九百七十七万四千三百十円で補填させていただきます。

以上で、認第一号から認第九号までの、各会計の決算につきましての御説明を終わらせていただきます。御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

次に代表監査委員から決算並びに財政及び経営健全化の審査意見を求めることといたします。竹田和彦代表監査委員。

〔代表監査委員 竹田和彦登壇〕

○代表監査委員（竹田和彦）監査委員の竹田でございます。

平成二十九年五條市一般会計・特別会計、公営企業会計の決算、及び基金運用状況、並びに財政経営健全化に係る審査の結果につきまして報告させていただきます。

別冊の『五條市決算及び財政（経営）健全化審査意見書』を御覧ください。

初めに、一般会計・特別会計、公営企業会計の決算及び基金運用状況の審査について報告いたします。

二ページを御覧ください。

第三 審査の方法につきましては、市長から提出されました一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金運用状況調査、そして水道事業会計決算書及び附属書類を関係諸帳簿と照合し、計数の正確性、予算の執行状況等について検討し、併せて必要に応じ関係職員から説明を聴取して審査を実施いたしました。

第四 審査の結果につきましては、審査に付された各会計の決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であると認められました。また、予算の執行状況についても、概ね適正妥当であると認められました。

審査の概要及び意見につきましては、次の三ページ以降に記載しております。

なお、第五 審査の意見につきましては、六十一ページから記載しております。

恐れ入りますが、六十六ページの審査の意見むすびを御覧願います。

本年度の一般会計の決算状況は、実質収支で一億二千二百八十一万円の黒字決算となりましたが、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、二億六千二百二十七万七千円の赤字となっております。

その要因につきましては、歳入においては、市税の大幅な増収はあるものの普通交付税の減少、建物総合損害共済金の減等が挙げられます。また、歳出においては、やまと広域環境衛生事務組合、奈良県広域消防組合、南和広域医療企業団の経常経営に対する負担金の大幅な増加等が挙げられます。

また、これら三つの負担金の経常経費分の増加等により、経常収支比率は大きく押し上がり、前年度と比較すると、二・一パーセント悪化の九九・〇パーセントとなっております。

また、普通建設事業費は平成二十七年から飛躍的に増えており、それに伴い地方債残高が増加に転じ、元金償還額が増加しております。今後においては、普通交付税が減少する中であって、歳入歳出両面において、なお一層厳しい財政状況が想定されるため、計画的で効率的かつ効果的な行財政運営を推進し、行政課題の解決、市民生活の向上と福祉の増進に努められることを期待しております。

次に、七十七ページから公営企業会計の決算審査について記載しております。
なお、第五 審査の意見につきましては、九十四ページから記載しております。
恐れ入りますが九十五ページを御覧願います。

水道事業においては、少子化の進展などによる人口の減少、景気の低迷、節水機器の普及などにより、給水量の減少が続き、それに伴い給水収益が減少しております。

一方、創設当初の施設においては、老朽化が顕著となっており、既設老朽管の更新費用や震災に備えた改修整備費用、採算性の低い簡易水道事業の統合による経費の拡大、簡易水道統合整備及び水道未普及地域解消事業などに係る費用、長年の懸案事項であった安定水利権に係るダム使用権獲得費用の決済と償却の上乗せなど、今後もさらに厳しい財政状況が予測されております。

次に、財政及び経営健全化の審査につきまして報告いたします。
九十六ページから御覧ください。

第三 審査の方法につきましては、市長から提出されました算定の基礎となる事項を記載した書類及び関係諸帳簿と照合し、書類が決算書及び統計数値に基づき適正に表示されているか、算定が適切に行われているか、また、計数の内容について検討し、併せて市の財政担当者、各会計の担当職員から説明を求め審査を実施しました。

第四 審査の結果につきましては、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成され表示されているものと認められました。

健全化判断比率のうち、①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字額がないため該当数値はなく、ハイフン表示となっております。

③実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の二五・〇パーセントに対して一四・三パーセント、④将来負担比率につきましては、早期健全化基準の三五〇・〇パーセントに対して一一九・六パーセントとなっております。

続きまして、九十八ページに記載しております水道事業経営健全化における資金不足比率につきましても、資金不足が生じていないため該当数値はなく、「ハイフン」表示となっております。

以上、これらの比率においては、国が示している早期健全化基準や経営健全化基準を下回っており、財政健全化計画などの策定には該当しておりませんが、毎年数値は悪化しており、財政の健全性確保のため、なお一層、将来を見据えた計画的かつ効率的な行財政運営に努められることを望むものであります。

以上をもちまして、決算及び財政経営健全化審査意見書の報告を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（平岡清司） 決算並びに財政及び経営健全化の審査意見が終わりました。（「九番」の声あり）九番議会運営委員会山口耕司委員長。

○九番（山口耕司） ただいま上程されております認第一号から認第九号までの九議案は、いずれも平成二十九年度における各会計決算の認定でありますので、これら議案については、特に慎重審議を期するため、例年のとおり決算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、委員の数は七人とし、その選任につきましては議長に一任したいと思っております。

○議長（平岡清司） お諮りいたします。

ただいま山口耕司議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審査を期するため、決算審査特別委員会を設置して、審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。

よって本案は、決算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、決算審査特別委員会の委員の定数は七人とし、選任につきましてはあらかじめ御協議願っておりますので、私から指名いたします。

一番伊谷賢司議員、二番養田全康議員、四番牧野雅一議員、六番窪 佳秀議員、八番福塚 実議員、九番山口耕司議員、十二番大谷龍雄議員。

以上、七名の方をお願いいたします。

なお、正副委員長の選任並びに審査の日程等につきまして御協議を賜りたいと思いますので、各位には本会議終了後、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（平岡清司）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす十二日から二十五日まで休会とし、次回二十六日午前十時に再開して、議案審議を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午後四時四十六分散会

